

令和5年第3回大石田町議会定例会会議録

令和5年9月1日(金)大石田町議会定例会が、大石田町議場において招集された。

午 前 10 時 00 分 開 会 を 宣 す。

出席議員は次のとおり。

1 番	二藤部冬馬君	4 番	岡崎英和 君	7 番	大山二郎 君
2 番	今野雅信 君	5 番	村形昌一 君	9 番	齋藤公一 君
3 番	熊谷富太郎君	6 番	小玉 勇 君	10 番	芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	高橋慎一君	産業振興課	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	土屋弘行君	建設課長	大沼進悟君
まちづくり推進課長	大山和彦君	教育文化課長	小林基流君
町民税務課長 (兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務課総務主幹	小玉大輔君

大石田町代表監査委員 奥山英夫君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	青藤 佳幸
議会事務局議会主査	有川 隼人

提出議案目録

- 報告第 4 号 令和4年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について
- 議案第 37 号 令和5年度大石田町一般会計補正予算(第4回)
議案第 38 号 令和5年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第1回)
議案第 39 号 大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 同意第 2 号 大石田町教育委員会委員の任命について
- 認定第 1 号 令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 令和4年度大石田町次 anni 簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 令和4年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 【追加】**
発議第 5 号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

ただ今から、令和5年第3回大石田町議会定例会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 村 形 昌 一 君、

6番 小 玉 勇 君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 今 野 雅 信 君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

おはようございます。

それでは、私のほうから議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る8月17日告示、本日招集されました本年第3回定例会の会期・議事運営等について、8月21日に議会運営委員会を開き、提出される案件及び町政一般に関する質問等を考慮し慎重に協議した結果、第3回定例会はお手元のタブレット端末に配信しております会期・議事日程のとなっております。

すなわち、本定例会は本日から9月12日までの12日間の会期とすることとし、その内容について説明申し上げ、皆様のご賛同をいただきたいと存じます。

第1日目、すなわち本日であります。ただ今報告している会期の決定をいただき、諸般の報告をしていただきます。諸般の報告では議長の諸般の報告ののち、一部事務組合議会の報告を組合議員の代表の議員からしていただきます。

次に、町長及び教育長から行政報告をしていただきます。

続いて、本定例会に提出されている請願1件を関係する常任委員会に審査付託していただきます。

次に、議案の上程であります。本定例会に提出されている議案11件を一括して上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。

続いて、会計管理者から認定議案についての説明をしていただき、その後、代表監査委員から決算に係る審査報告をしていただきます。

次に、決算関係の認定議案を専門的に審査するため、決算特別委員会を設置し、関係する認定議案6件を審査付託していただきます。

終了次第、第1日目の本会議は散会とし、議場において全員協議会を開催し、本定例会の議案説明していただきたい考えであります。

第2日目、9月2日、第3日目、9月3日は休会といたす考えであります。

第4日目、9月4日は引き続き全員協議会を開催したい考えであります。

第5日目、9月5日は午前10時開議、ただちに議案の審議をしていただきます。まず、報告第4号の質疑をしていただき、議案第37号から議案第39号について、質疑、討論、表決をしていただきます。同意第2号の人事案件については、質疑、表決をしていただき、議案の審議を終結したい考えであります。

その後、ただちに認定議案を審査するため、決算特別委員会を開会していただき、委員長並びに副委員長の互選を行い、終了次第、散会する考えであります。

その後、本会議から付託を受けた請願を審査するため、厚生産建常任委員会を開催していただき、付託事件の審査をしていただきます。

第6日目、9月6日は午前10時開議、4名の町政一般に関する質問を行い、一般質問終了後、本委員会を散会する考えであります。

第7日目、9月7日は午前10時開議、決算特別委員会に付託された認定議案6件について、専門的に審査するために課別審査を実施してまいります。議会事務局及び総務課、出納室並びに町民税務課、まちづくり推進課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第8日目、9月8日は午前10時開議、決算特別委員会課別審査を前日に引き続き開催してまいります。保健福祉課、産業振興課・農業委員会所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第9日目、9月9日、第10日目、9月10日は休会といたす考えであります。

第11日目、9月11日は午前10時開議、決算特別委員会課別審査を第8日目に引き続き開催していただきます。教育文化課、建設課所管の課別審査を行い、終了次第、散会する考えであります。

第12日目、9月12日すなわち最終日であります。午前10時開議、前日に引き続き決算特別委員会を開催していただき、付託議案6件についての総括審査を行い、質疑、討論、表決としていただき、決算特別委員会を閉会したい考えであります。

その後、本会議を再開し、決算特別委員会からの審査の結果について報告を求め、議案を議了していただく考えであります。

続いて、本会議から審査付託を受けております請願の審査結果について、厚生産建常任委員長から報告を求め、質疑、討論、表決をしていただき、本定例会の全日程を終了するという日程であります。

なお、この間の詳細な日程については、皆さんのタブレット端末に配信しております会期・議事日程のとおりであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき会議を進めてくださるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和5年9月1日 大石田町議会運営委員会委員長 今野 雅 信。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月12日までの12日間とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告をいたします。はじめに議長の諸般の報告を申し上げます。

去る7月18日から20日にかけて、村山地方町村議会議長会正副議長行政視察研修に副議長とともに参加いたしました。北海道仁木町で「議会活性化」及び「農業振興策」について研修してまいりました。

次に、8月22日、23日に岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会に参加し、3人の講師から「東北の国土強靱化への取組みと展望」、「地方議会の未来」、「これからの政局・政治動向」の講演をいただき、研修を行ってまいりました。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、北村山公立病院組合議会第2回定例会に関する事項の報告を求めます。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

おはようございます。

令和5年7月14日に開催されました北村山公立病院組合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

議案第8号「令和4年度北村山公立病院組合事業決算認定について」が上程され、原案どおり認定されております。

詳しくはタブレットのほうに資料配布してありますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。以上、報告を終わります。

1. 議長(大山二郎君)

なお、令和5年第2回定例会以降における当議会の諸般の事業活動等については、タブレット端末に掲載しているとおりでありますので、これをもってご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わります。

次に、日程際4. 行政報告を行います。町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日、第3回定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中ご出席いただき、心からお礼を申し上げます。

さて、今年の夏は全国的に記録的な猛暑となりました。気象庁の観測データによりますと、記録が残っている1976年以降、尾花沢市内の観測地点における8月1か月間に35度以上の猛暑日となった日は47年間で9日間あり、これまで2019年令和元年の2日が最多でありましたが、今年は5日間となり過去最多を更新しました。そして、30度以上の真夏日に達しなかった日はたった1日だけでありました。

今後も気温が高い日が続くと予想されておりますので、これから収穫期を迎える農作物に影響が出ないよう、関係機関と連携して適切な対応を呼びかけていきたいと考えております。

それでは、行政進捗状況等について申し上げます。

【総務課】関係を申し上げます。

○武蔵野大学「フィールド・スタディーズ」の受け入れについてであります。

東京都、武蔵野大学の学生32人が、8月21日から本日まで当町に滞在し、町の歴史や文化、課題などについて学んでおります。

これは、岩ヶ袋地区出身で武蔵野大学の講師を務めております芳賀亮さんからの提案で実現したもので、地方が直面する課題に気づき解決していくための想像力、実践力を養うことを目的にしております。

本来であれば、令和2年度から実施する予定でありましたが、コロナ禍により令和3年と4年度はリモートで実施しましたので、対面での実施は今回が初めてになります。

今月14日にリモートでの成果発表会を予定しており、課題解決方法の提案やInstagramを活用した町PRを行っていただくことになっております。

関係人口の増加のため、来年度以降も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【まちづくり推進課】関係を申し上げます。

○令和5年度町重要事業要望についてであります。

6月20日に県知事と村山総合支庁北村山地域振興局長に対し、令和6年度町重要事業要望を大山議長とともに行ってまいりました。

主要地方道大石田畑線道路改良事業の早期整備など、11項目にわたる重要事業の実現に向けて要望をいたしました。

○水防資器材操作講習会についてであります。

6月18日、7月30日の両日、町消防団員を対象とした「水防資器材操作講習会」を開催し、排水ポンプや救命ボートの操作方法などを改めて確認しました。

また、7月9日にはポンプ捜査の万全を期すことを目的に、自動車ポンプ3隊、小型ポンプ8隊が出場し、消防操法大会を開催しております。

○尾花沢市・大石田町安全安心大会についてであります。

7月21日に尾花沢市サルナートにおいて、尾花沢市・大石田町安全安心大会を開催しました。

初日である“明るいやまがた”夏の安全県民運動大会では、参加者全員で1か月間の取り組み内容や大会宣言を確認し、キャラバン活動や店頭啓発活動を実施しました。

○農業インターシップについてであります。

8月10日から12日までの3日間、昨年に引き続き農業インターシップ事業を実施しました。

今年は宮城県を栃木県から2名の参加者を迎え、スイカの収穫作業などを体験していただきました。今後、新規就農者の増加につながることを期待しているところであります。

【産業振興課】関係を申し上げます。

○農業関係についてであります。

最初にスイカの状況ですが、西部選果場では7月12日から出荷が始まり7月下旬が最盛期となりました。

7月上旬から中旬までの降雨とその後の高温により、実割れやうるみ果が多く発生し、西部選果場の出荷数量は当初予定の83%となる39万ケースの見込みであります。しかしながら消費地が好転に恵まれたことから販売単価は昨年比である約114%となり、販売額では前年比の94%程度の13億7,000万円になると聞いております。

病果発生予防対策など来年の生産に向けての課題解決を、関係機関と連携して進めてまいります。

次に、水稻の発育状況であります。

7月、8月の高温により、出穂は例年より2、3日早まりました。高温が続く中での登熟となったことから、胴割れなどによる品質低下が懸念されますので、関係機関と連携して圃場の水管理など、技術指導を行ってきたところあります。

また、刈取適期もかなり早まることが予想されますので、刈り遅れにより品質低下を招くことがないよう対応してまいりたいと考えております。

そばは例年どおり、7月下旬から8月上旬にかけて播種されております。好天に恵まれ全体としては概ね良好に推移しているとのことあります。

ソバについても刈取適期は平年より早まると思われしますので、刈取組合との調整を行い、適期刈取に向け準備を整えてまいりたいと考えております。

○各種イベントについてであります。

7月29日と30日の2日間にわたり、スイカオーナー収穫イベントを開催し、県内外からオーバーとその家族約450人が参加しました。

今年は、通常に戻したイベントになり、参加者は大きく育ったスイカの収穫やスイカの種飛ばしなどを楽しんでいました。

4年ぶりの通常開催となった最上川花火大会は、関係者の皆様のご協力により、大きなトラブルもなく開催することができました。

多くの方々からご協賛をいただきましたが、物価高騰による花火価格の上昇で打ち上げ玉数は減少したものの、約10万人の観覧者に感動していただける花火を打ち上げることができたと考えております。

花火の打ち上げにご協賛いただいた事業者様に改めてお礼申し上げますとともに、お忙しい中ご協力をいただきましたまつり委員会委員の皆様へ感謝申し上げます。

来年度に向けて現在課題等を整理しているところですが、議員各位におかれましては、これまで同様のご協力をお願いいたします。

以上、6月定例会以降の主な案件についてご報告させていただきました。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは、私から2点報告させていただきます。

1点目、二十歳を祝う会についてでございます。厳しい暑さの残る中ではありますが、8月15日に二十歳を祝う会を開催いたしました。コロナ禍依然と同様の開催形式で、来賓、保護者の同席を得て成人者86名中64名、約8割弱の出席の下、なないろホールにおいて挙行いたしました。

式典では、代表者2人の近況を含めた心のこもった力強い誓いの言葉、すごく頼もしさを感じるとともに、サプライズゲストでもあるミッチーチェンさん、生出演で歌とお祝いの言葉をいただき、心に残るものとなりました。

その後、会場を中会議室に移して4人の恩師を迎えて二十歳のつどいが開催され、参加者一人ひとりの近況報告やギターの弾き語りなどもあり、大いに盛り上がり旧友との再会に笑顔があふれておりました。

また、今年は大石田まつりが通常通り開催されたこともあり、成人神輿もコロナ禍以前同様に渡御を行いました。さらに、成人神輿を担げなかった令和2年度、3年度、4年度の成人者有志による三大神輿も渡御を行い、大石田まつりを大いに盛り上げてくれました。

2点目、大石田子どもサミットについてでございます。7月12日大石田町子どもサミットが開催されました。このサミットは、大石田中学校の生徒会、風紀委員の皆さんからの発案でございました。「大石田町より良くするために自分たちにできることは」というスタートに立ち、中学生だけではなく小学生と一緒に考えたい、そういう想いで中学校側からの発案で実現したものでございます。

当日は各学校から5名ずつ出席し5つの班に分かれ、町を良くするためにはあいさつからだろうということで、「あいさつをより良くするための実践活動」をテーマに話し合いを行いました。参加者たちは真剣に話し合い、子どもたちなりにまちづくりへの参画意識を醸成するきっかけになったのではないかと考えております。

また、これからさらに目指していく小中一貫教育の一つとして大いに意義のあるサミットとなりました。この話し合いで決まった実践活動の結果を持ち寄って、12月の第2回サミットで報告し合うことになっていますけれども、どのような成果が発表されるか楽しみです。町民へのアピールもおそらく出てくるのではないかとというふうに考えております。

以上、行政報告といたします。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、行政報告を終わります。

次に、日程第5. 請願の常任委員会付託であります。本定例会において受理しました請願は1件であります。これを請願文書表のとおり、関係する常任委員会に付託することにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、請願文書表のとおり付託することに決定いたしました。

次に、議案の上程であります。

日程第6. 報告第4号から日程第16. 認定第6号まで、以上11件を一括して議題として上程いたします。

日程第17. 上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ただ今、上程になりました議案の概要についてご説明申し上げます。

報告第4号「令和4年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の財政構造上の体質を4つの指数で報告するものであります。

議案第37号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第4回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ5億3,990万7,000円を追加して、予算総額58億763万5,000円とするものであります。

議案第38号「令和5年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第1回)」であります。

既決の予算に歳入歳出それぞれ1,739万9,000円を追加して、予算総額9億7,739万9,000円とするものであります。

議案第39号「大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

適格請求書等保存方式が導入されることに伴い、関係条例の一部改正が必要であるため、提案するものであります。

同意第2号「大石田町教育委員会委員の任命について」であります。

大石田町教育委員会委員 矢作善一氏の任期が令和5年9月30日をもって任期満了となるため、新たに庄司智美氏を任命するため、提案するものであります。

認定第1号 令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度大石田町次子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第6号 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、令和4年度6会計の歳入歳出決算の認定を求めるものであり、地方自治法の規定により提案いたしますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上、今定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細につきましては、担当課長及び会計管理者から説明させていただきますので、慎重にご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、私から補足説明をさせていただきます。はじめに、議案目録の2ページをご覧ください。

報告第4号「令和4年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度大石田町の財政健全化判断比率について別紙とおりに報告する。

令和4年度の決算が確定したことから、財政健全化法第3条の規定に基づき、4つの財政指標を報告するものであります。比率につきましては、3ページのとおりでございまして、いずれも早期健全化基準を下回っております。

続きまして、議案第37号についてご説明します。

議案第37号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第4回)」であります。

主な内容を申し上げます。はじめに14、15ページをお開きください。

歳入17款2項7目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業県補助金914万8,000円。物価高騰対策、また地域経済活性化支援事業に対する県の補助金であります。

続いて、19款1項2目1節総務費寄附金。水と緑のふるさと大石田町応援寄附金として2億円の予算計上でございます。

次に、歳出を説明します。18、19ページをお開きください。

2款1項5目24節積立金、1億8,500万円。これは前年度の繰越金の2分の1以上を積立しなければならないという地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に積立をするというふうなものでございます。

同じく6目24節積立金2億円。寄附歳入と同額をふるさと応援基金に積立するものであります。

同じく15目新型コロナウイルス感染症対応事業費。補正額で1,230万円。物価高騰対策や経済及び生活支援のための事業費であり、ここに掲載の事業を実施するための予算を計上しております。

戻りまして、8ページ、9ページをご覧ください。

第2表の地方債補正であります。ここに記載の変更が2件の補正を計上してございます。

続いて、議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号「令和5年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第1回)」であります。

14ページ、15ページをお開きください。

主な内容としましては、7款3項1目22節返還金として1,711万円の増額。令和4年度の介護給付費負担金の金額が確定した結果、国県支出金を返還する必要があるため、補正するものであります。

続いては、議案目録の4ページをご覧ください。

議案第39号「大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙とおりに制定する。

5ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が10月1日から導入されることに伴いまして、関係する条例を整備する必要があります。そのため、大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例をはじめ、大石田町教育施設使用条例など、5つの条

例を一括して一部改正するため、提案するものでございます。

続いては、11ページをご覧ください。

同意第2号「大石田町教育委員会委員の任命について」

次の者を大石田町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法令第4条第2項の規定により同意を求める。

同意を求める方は、氏名 庄 司 智 美であります。現委員の矢 作 善 一氏が、令和5年9月30日をもって任期が満了し退任されることになりましたので、新たに 庄 司 智 美氏を任命するため提案するものでございます。

なお、任期は令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間というふうなことになります。

続いて、12ページでございます。

認定第1号「令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、このページから、17ページの認定第6号「令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございますが、これにつきましては、会計管理者からの説明に代えさせていただきます。

以上、11案件の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、日程第18. 会計管理者より認定議案についての説明を求めます。会計管理者 早坂 勝 弘 君。

1. 会計管理者(早坂勝弘君)

それでは、私のほうから本定例会に上程になりました、令和4年度大石田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の状況についてご説明を申し上げます。

まず、はじめに認定第1号令和4年度大石田町一般会計決算は、歳入総額65億6,039万2,660円、歳出総額60億9,509万4,862円、歳入歳出差引額4億6,529万7,798円となっております。歳入歳出差引額の4億6,529万7,798円は、令和5年度一般会計へ繰越をしております。

歳入歳出の総額を前年度と比較しますと、歳入では、令和3年度より2億5,438万6,151円多く、4.0%の増となっております。款別による歳入を対前年度で見ますと、第1款町税、第12款地方交付税、第19款寄附金、第20款繰入金等が増加した一方で、第16款の国庫支出金、第23款町債等が減少しております。

歳出では、令和3年度より7,489万5,594円多く、1.2%の増となっております。款別による歳出を対前年度比で見ますと、第4款衛生費、第8款土木費、第10款教育費等が増加した一方で、第3款民生費、第6款農林水産業費、第9款消防費等が減少しております。

令和4年度における実施収支額は、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支であります。4億6,529万8,000円翌年度繰越財源の9,725万9,000円を差し引いた3億6,803万9,000円となっております。

また、単年度収支につきましては、令和4年度の実質収支額3億6,803万9,000円から令和3年度の実質収支額2億6,918万円を差し引いたもので、その額は9,885万9,000円の黒字となっております。

一般会計から他会計への繰出につきましては、5つのすべての特別会計へ繰出を行っており、その総額は2億947万1,821円となっております。令和3年度決算における繰出額3億2,859

万4,713円に対し、6912万2,892円の減少しております。これらにつきましては、令和4年度から学校給食事業特別会計の廃止によりまして、それへの繰出がなくなったため大きく減少したものであります。

次のページをご覧ください。

各種の基金につきましては、出納整理期間の適用がなく3月の末日をもって当該年度の運用を終了し、決算書タブレットの269ページから271ページにかけまして記載のとおりであります。基金の整理を行っております。

続きまして、一般会計歳出の科目別予算に対する執行率についてであります。表のとおりとなっております。翌年度繰越額のある第2款総務費、第8款土木費等を除いたほとんどの款で95%を超えており、全体では93.46%の執行率となっております。

次に、認定第2号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計決算についてであります。

歳入総額8億7,765万6,830円、歳出総額8億1,885万3,557円、歳入歳出差引額5,880万3,273円となっております。歳入歳出差引額5,880万3,273円は、令和5年度大石田町国民健康保険特別会計へ繰越をしております。

次に、認定第3号 令和4年度大石田町次子簡易水道特別会計決算は、歳入総額789万9,380円、歳出総額789万8,620円、歳入歳出差引額760円となっております。歳入歳出差引額760円は、令和5年度大石田町次子簡易水道特別会計へ繰越をしております。

続きまして、認定第4号 令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計決算は、歳入総額7,990万8,140円、歳出総額7,990万8,098円、歳入歳出差引額42円となっております。歳入歳出差引額42円は、令和5年度大石田町農業集落排水事業特別会計へ繰越をしております。

続きまして、認定第5号 令和4年度大石田町介護保険特別会計決算は、歳入総額9億6,341万796円、歳出総額8億9,198万453円、歳入歳出差引額7,143万343円となっております。歳入歳出差引額7,143万343円は、令和5年度大石田町介護保険特別会計へ繰越をしております。

続きまして、認定第6号 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額1億14万5,371円、歳出総額9,114万4,149円、歳入歳出差引額900万1,222円となっております。歳入歳出差引額900万1,222円は、令和5年度後期高齢者医療特別会計へ繰越をしております。

以上、認定第1号から認定第6号まで、令和4年度大石田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の状況であります。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、認定議案についての会計管理者の説明を終わります。

日程第19. 決算についての監査委員の審査報告を求めます。大石田町代表監査委員 奥山英夫君。

1. 代表監査委員(奥山英夫君)

それでは、私のほうから審査意見申し上げたいと思います。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は、次のとおりである。

(1) 令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算

(2) 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- (3) 令和4年度大石田町次年子簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和4年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和4年度大石田町各会計決算付属書類
- (8) 令和4年度大石田町各基金の運用状況を示す書類

2. 審査の期間 令和5年7月26日から令和5年8月10日まで。

3. 審査の方法

この決算審査にあたっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか等のほか、下記の事項に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合その他必要と認める審査手続きを実施した。

- (1) 決算の計数が関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符合しているか。
- (2) 事務及び事業が目的達成に向けて、より効率的に執行されているか。
- (3) 予算の執行が適正かつ合理的に行われているか。
- (4) 財産の管理、取得及び処分が適正に行われているか。
- (5) 基金の運用が適正で確実にされているか。

第2 審査の結果

審査に付された令和4年度一般会計及び5特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められる。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められる。

以上でございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、決算審査についての監査委員の審査報告を終わります。

日程第20. 決算特別委員会の設置を議題といたします。認定第1号から認定第6号までの認定議案6件については、議長を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、認定議案の審査をすることに決定しました。

日程第21. 認定議案の審査付託であります。ただ今、設置されました決算特別委員会に、認定第1号から認定第6号まで以上6件を一括して付託の上、審査していただくことにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までの認定議案6件は、決算特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

散会 午前 10 時 52 分

第5日目 令和5年9月5日(火) 本会議 午前10時開議

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

日程第1. 報告第4号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号「令和4年度大石田町の財政健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第2. 議案第37号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 二 藤部 冬馬 君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

それでは、議案第37号について質問させていただきます。タブレット03議案第37号の18. 19ページになります。

こちらのページでですね、2款1項6目12節地域おこし協力隊募集支援業務委託料についてでありますけれども、あのこれまでちょっと、そうですね、応募のほうがですね、内定者がちょっと今ゼロということで、あの10月以降も引き続き募集をするためということで聞いておりますけれども、あの空き家の利活用などに取り組める人材をとということで、これまで4名の WEB 面談ありましたが内定者ゼロ。残り半年というところでありまして、募集の方向性を変えるなどお考えありますでしょうか。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

地域おこし協力隊に関しては、本当に非常に重要な戦力でありますので、様々な機会を得ながら、やっぱり協力隊として活動していただく方を募集するということは当然のことです。今までの何人か手を挙げてくれる方いらっしゃいましたけれども、審査の結果ダメだというふうな方もおりました。広く進めていくというのは当然のことですので、折を見ながら様々な機会を狙いながら進めていければと思います。

担当課長のほうからも何かありましたらお答えさせます。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 山 和 彦 君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

先ほど、町長のほうからも広くということでした。議員おっしゃられるように、この後、半年という期限が迫っているのも事実でございます。ただ、町の事情の中で町として目指すべき方向性は、先の全員協議会の中で説明させていただいたとおりでございます。そちらのほうを鑑みながら今後募集に繋げていきたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二 藤 部 冬 馬 君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

ありがとうございます。たとえば、残りあの半年なんですけれども、やっぱり募集期間がですね、それでもやっぱり内定者がゼロだったという場合ですね、来年度のたとえばKOEnoKURAさんの運営などに支障、影響など、こちらのほうはいかがお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

来年度、そうしますと、現在の協力隊員の任期においては、KOEnoKURAの運営に携わってくるメンバーについては約1名という形になってきます。そうした場合、やはり公休と言いますか、隊員の休みを確保する観点もございますので、現在の定休日、こちらを臨時で休業するケースも出てくる、一人になった場合については出てくる場合もございます。そうならないための今回の補正予算でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

あの内定者、あのこれから出ることをですね、願っておりますけども、たとえば、あの年度内、今年度内にその内定者間に合わずとも来年度の途中からあの決まりまして、あの従事していただくというようなこともあり得るでしょうか。どうでしょう。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

その可能性もあることは認識してございます。その場合につきましては、来年度と言いますか、まずそうならないための努力は担当課のほうでさせていただきます。もし、そうなる可能性が出てきた場合につきましては、来年度も継続して募集を行っていく方向になると考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、2点ほどあるんですが、1点ずつお願いしたいと思います。

03議案第37号18、19ページ。2款1項1目18節負担金、補助及び交付金。涌谷町友好交流協定締結10周年記念事業交付金12万9,000円であります。こちら9月20日に行われる10周年記念の一応式典のときに係る経費ということで、この時は各行政の担当者と議会の議員たちが集まって式典をするというふうになっております。その中でまたそばの振る舞いなんかも検討しているというふうにお聞きしました。涌谷町との友好交流を今後どのように維持、発展していく考えなのか、まず町長にお答えしていただきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの涌谷町からはすぐくあの大石田町のほうに来町していただいております。それを今度はやっぱり返していく、そういったやっぱり行動に移さなければいけない、そういった時期なのかなどと思ってますので、折を見て様々な事業、様々な行事に参加するような形、まずは民間も含めて職員、併せてやっぱり参加できるような行事、事業などに進んでやっていければなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

ただ今、町長の話にもありましたとおり、民間との連携も今後重要になってくるのかなと思っております。

式典のときには、こうそばの交流ということだったんですが、できればやっぱり祝賀会なんかを開いて、民間同士のこう結びつきを促すような企画なんかも本来はあったほうがいいのかなどというふうに思います。なかなかコロナ禍で今まで前に進まなかった部分が今後緩和されてきて、そういういろいろな事業ができると思うんですが、そういう民間同士の連携を考えていくうえで、何か町長が考えている企画やこういった交流を促進していくというものがありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの今野議員も出場しておりますけれども、様々なまつりなどに民間の方から出ていただくとか、あと大きな大会などにももちろん民間の人が出たり、あるいは今年は審査員になったりなどなどやっていますので、併せてやっぱり町全体としてそういったものに参加できるような形というものを広くPRできればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

なかなか民間の個々の結ぶつきってというのが難しいところもあると思うので、ぜひ、こう新春名刺交換会みたいな感じで、お互いの町のそういった民間の人たちの結びつきを付けるような企画なんかも考えてはどうかと思いますけど、そのへんどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの、事あるごとにそういった話を持ち掛け、あるいは掛けてもらうというようなことを行政のほうで進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。03議案第37号の22、23ページ。

7款1項3目18節負担金、補助及び交付金。大石田まつり負担金195万円ということで、こちら説明では企業版ふるさと納税の分の増額ということで伺っております。企業版ふるさと納税に関しては、町長が本当に一番トップセールスとしていろいろな交渉していただいて、今回増えていると伺っております。交渉やお話してきた中で、どういった手ごたえがあったのか、もしありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

花火に関しての企業版ふるさと納税はやっぱりそれに特化してはいますが、もっとも、たとえば花火の内容が環境に優しい花火だから全く関係ない企業からも集めるとか、そういったことをしていかなければならないのかなと思います。

あと、あのどうしても会社の方針として使わなきゃいけない経費の中に、宣伝広告費などもある会社もありました。ですので、かなり額多いんですけども企業版ふるさと納税は使わないというようなまっすぐ言う会社もごございますので、そのへんは更に違った関係する企業でなく、この大会自

体は環境に本当に優しい花火大会だみたいなこう考え方を持って運営するというようなことをすれば、違った今の時代すごく持続可能なまつりにするためにも、そういったことも考えながら進められればなと思っておるところです。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

企業版ふるさと納税はすごく助かる財源というか寄附であって、すごく大石田まつりにもすごくこういただいたものを使えるというのは、本当に助かっているなと思っております。ただ、やっぱ町長のトップセールのみならず町民、またいろんな人からそういった声を挙げていただいて、いろんな企業にこう交渉していくことが今後必要かなと思うわけですが、なかなかそれを口頭で説明してもこうなかなか理解していただけない。「ホームページにありますよ。」と言っても、やっぱホームページまで見てそういった資料を取り寄せてご寄附なさる人っていうのも少ないのかなと思います。そういった面で今後募集していく中で、こう企業さんにわかりやすく、そしてこういただける環境まで持っていくそういったことが大切だと思うんですけど、そのへんの取り組み、何か考えているところありますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

企業版ふるさと納税の資料っていうか、チラシはもちろんありますし、あとは大きな会社でありましたらあの税理士さんであったり、そのへんは重々わかってますので、そのへんを通しながら進められるところは進めますし、議員の皆さん方からも紹介いただければ、もちろん足を運んでそのへんは獲得できればなと思っておるところです。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、37号のタブレットページで18ページ、19ページお願いしまーす。

2款1項6目企画費の中の7節報償費です。ふるさと応援寄附謝礼8,000万円の増というところですが、寄付額の2億円の補正増に伴う事務的な処理、謝礼品の増額というところですが、このふるさと納税の謝礼について町長にお伺いします。当町のふるさと納税の返礼品は、一部大石田ゴルフの利用券、虹の館の宿泊券、温泉館の入浴券などありますが、ほぼほぼ物をお届けするという謝礼がメインです。米であったり、スイカであったり。あの他市町村の大きい寄附をいただいているところを覗きますと、最近増えてるのが体験型の返礼品ということは大変増えてます。やっぱあのこのコロナも落ち着いてきて人が動き出したというタイミングもあろうかと思うのですが、たとえば当町において考えてみても、結構引きとなるネタはあると思うんです。スイカのたとえば体験オーナー体験とか、冬に雪、にゃ、あの最大積雪のとき来て、見でね。またはたとえば隅田川花火大会もありましたが、花火は斜め45度で見るもんじゃないよ、真上で見るんだよというところを引きにした、たとえば虹の館の宿泊とセットとか、そういったところを考えてみるのもありかなと思います。まず、町長のお考えをお伺いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当にあの来ていただいて町に違った、おろしていただくというのが本当に大事だと思います。よく東京首都圏近郊のやっぱり自治体ではそういったこと本当に当初からやっているのを見てますし、あと大石田町にとってもそういった体験、今回あの武蔵野大学の生徒にもそば打ちをしてももらったり、陶芸教室してもらったり、様々なことやってもらってますけども、そういった体験が関係人口に繋がる本当にいい手段だと思いますので、ふるさと納税を媒体にそういった人と人との交流というものも繋げればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

そこでののですが、あの担当課として体制が変わらないまま大変ありがたいことに昨年度、令和4年度も最高額、寄附額を積み上げることができた模様です。なので、たとえばこれを当然、前から言うように、ふるさと応援寄附というものは水物であって、来年のその金額があつた確約されてるものじゃないので、当然あの単年度、単年度の判断になろうかと思うんですが、今のところまだ伸びしろがある貴重な財源に結ぶ付とこなので、たとえば時間と予算を多少、あのそのために勉強してもらうために、担当課からあのにや、吸収してもらうために知識を広げるためにあのプラスの時間と予算を置いて、あの外で研修してより、今町長からあつたとおり、気を引くような、興味を持っていただけるようなあの返礼品を準備するための勉強というところを場を設けてもいかがかなと思うんですが、町長、どう考えますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本当にあのふるさと納税の担当の方は、本当に休みの日も見なきゃいけないぐらい大変あのすごい仕事なんですけれども、なにせ人材が少ないというようなことで、そういったところにもちょっとできると思うんですけれども、地域おこし協力隊のそういった方に働いてもらうとか、あるいは会計年度でその分はしっかりと補充するとかそういったことも考えないと、今いる人員だけで様々なことをやれていっても、かなり厳しい状況なのかなと思いますけれども、そうばかりは言っていられなく、もっと、もっと勉強しながら、もっと、もっとやっぱり上がるような仕事していただくようなやっぱり考えはもちろん当然ありますので、そのへん折を見ながら、勉強しながらやっていければなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

我々もでき得る限りのにや、知識提供、情報提供は当然最大限、手伝いするつもりでおりますし、町長もたぶんご覧になったと思うんですが、東京駅に大きく都城がお陰様で日本一というような垂れ幕がかかってましたね。だからああいったこう気を引く、目を引くようなアプローチというものももしかしたら今考えるべきなのかなというふうには思います。なので、それにしてもふるさと納税が始まった当初から担当課の体制はほぼほぼ今あつたとおり変わりなく、6億を超えるね、あの件数を抱えた状況を鑑みれば、やっぱり町長今言ったとおり、ちょっと体制的なもの抜本的に考えなければ、ただ、今私が言ったとおり、これは来年度、再来年度も確約されたものではないので、その都度、たとえばあの考えを改めるつもり、含みを持ちながら考えていかなければと思うので、あのぜひ来年度も、今年度も来年度も順調に伸びることを期待しながら、その時に見合った体制というも

のを考えていければ実績に結びつくのかなというふうに思いますので、最後に町長の考えをお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのやっぱりしっかりとこう確保できて、それに見合った人材を派遣するというのもなかなかどっちが先なのかということもあるんですけども、やっぱり新たな会社を起こすとかそういったことも実際あるわけで、今回もあのかなり上がっているところは新たな事業主さんがやっていたきながら、ふるさと納税を額を上げているということありますので、そのへんもあのまずはそういった外注でないですけれども、そういったことを主観に置きながら進められればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

2点あります。1点目、18ページ。2款1項1目の7節と18節に、首都圏大石田が出てきます。久しぶりに開催された中ですね、私もだいぶ高齢化なんか進んでんのかなというふうに思ったりもするんですけども、その会に町長出てですね、どのように感じたかとか、今後どのようにやっていきたいかとか、そういった感想ちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

役員会はやって今度11月12に総会開くということで、この3年間やってなかったということで、あと会長の保芦会長が亡くなられたということで、そのことも役員改選のこともしなきゃいけないということで、どうしても今年中に総会を開きたいというようなことで、役員会開き案を練ったところであります。その中でもやっぱり高齢化も進んでいる、あと3年間していないということで、どれぐらい集まるかわからないということもありますけれども、まずは総会をやって体制づくりを決めていただくことから始めないとダメなのかなということで、総会の日程だけは決めてきたというようなことです。実際、本当にかなり高齢の方が多くなってますので、今回あのちょっと期間、例年ですと7月ぐらいにやっていた総会ですけれども11月にするというので、これからまたあの新たに、たとえば今私63歳ですけれども、私がこっちでやっている幹事になっている方あたりから募集してもらおうようなあの考えであります。節目、節目の幹事いることをそのへんはよくわかりますので、個人情報こっちで貰うってわけはいきませんので、そのへんにお願ひしながら参加していただく、あと首都圏大石田会に会員になっていただくというようなことを、これから進めていければなと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

この会にあの村岡町長として参加するのは初めて。あの改選後になんのかな。11月。というようなタイミングで町長選挙も終わったあどがなど思いますけど、やはりその新しいこの発想ですね、あの新規会員を増やしていかないとやっぱりダメなんだろうなというふうに思います。いろいろお考えあるようですので、ぜひですね、その新しい手立てを打ってあの盛り上げていただきたいなというふうに思います。

2点目、22ページ。先ほど今野議員も触れました、7款1項3目の大石田まつりの負担金、企業

版ふるさと納税ということで、これだけ花火に使ったということでありました。まずですね、これも大石田まつりも4年ぶりに開催してですね、通常開催という中、花火も高騰した中でがんばったのかなというふうにも思うんですが、あの町長も行政報告の中で触れられていらっしゃいましたけれども、今回の大石田まつりについてどのように、花火の数とか含めてお感じになられたかを教えていただければというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの4年ぶりで担当の者も結構代わりましたので、そのへんはあの実際経験したことのある職員などからも様々指導いただきながら進めたわけでありましてけれども、ポスターももちろん4年越しのポスターをそのまま使ったりとかもしてましてけれども、本当にあの観客の方々も待っていたというような思い、あと様々本当に良かったと、町民からもやって良かったというような声もいただいております。これもひとえにあの様々な方々から協力、ご支援いただいておりますので、本当にやって良かったなという想いでいっぱいです。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

はい、わかりました。先ほどですね、あの今野議員の答弁でですね、環境に優しい花火という町長おっしゃられましたけど、もうちょっと中身、どういったごどなのかが教えていただければなと思います。

併せてですね、今年あの例年3,000発の打ち上げ数が2,000発ぐらいになったというような中で、がんばってですね、時間も早く終わらないようにいろいろ試行錯誤しながらやったのがないうふうに思います。そうした中でこの企業版ふるさと納税から花火というような流れも新しく出てきたわけです。ほの部分、先ほどの答弁だとがんばってっていうようなことですけど、これから伸びしろなんかありそうなのかどうか、そのへんどのようにお感じになっているのか教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

企業版ふるさと納税で、企業がやっぱりこう納税していただく、寄附していただくというのは、やっぱり今まで既存の花火大会とは違っていろいろな環境に優しい、たとえば車で来ないようにして電車でもらうようなスタイルにするとか、あの様々な部分は考えられると思いますので、そのへんはあの企業に訴えることができるような、やっぱり考え方をしめるということがすごく集めやすい条件になってくるのかなと思います。

環境に優しいはいろいろあると思いますけれども、花火自体もこれまでの火薬と違った火薬を使うんだとか、ちょっとわかんないんですけども、そういったことも含めてやっぱり花火師さんなどもお話ししながら進められればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

はうい、大体わかりました。他の自治体でもですね、花火大会中止なんて話も大分ありますし、町にとっても花火大会も負担が大分増えてきました。今野議員、今度一般質問であのやられるみ

たいですけど、大石田もですね、がんばってやるためには、やはりですね、その首都圏辺りからあのどんどん上げでもらうような仕組み、多くの首都圏大石田辺りと連携して充実させていぐべき、その中で企業版ふるさと納税とかって、そういう大展開をしていただきたいと思うんですけど、そういった点について町長の考え方あれば教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの、ぜひともやっていきたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

それでは、3つお願いします。本来、もしかするとあの全協で聞くべきものだったかもしれませんが、昨日ちょっと欠席させていただきましたので、そのへんちょっと勘弁してください。

まずですね、25ページ。今回、駅のゴミ箱どうのこうので20何万使うこと、29万、これどのようなそのことでね、確かにあそこへ行くと勝手にお客さんがあの自分も利用してる身障者用のトイレ辺りのあのへんにゴミをいっぱい置いていくとかありましてですね、困ってるんだと思いますけど、そのへんのところ、どのようなゴミ箱をどこに置くのかまずお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

全協の際にもお話させていただいたと思うんですけども、現在、駅都市施設の北側のほうにゴミステーションを設置してございます。予算においてはそれと同型のものを導入したく、今回補正をお願いしているものでございます。

場所については、現在の場所と近いところで検討してございます。駅舎の北側になります。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

あのお客さんはそこにゴミ箱あるっていうのは意識してるんだろうか。俺もあまり意識しなかったんだけど。これ来てどうしてもね、トイレ中に置いてったりするのが多いのかな。わかりやすくまずしてもらいたい。これはまずいいです。

次、23ページなんですけども、この子実用のトウモロコシっていうのは、大石田町で植えてる人いるんだろうかっていうことなんだけど、これ牛でも飼ってない限り利用できないわけですよ。これ昨日休んですみませんけど、ここで聞くことだったのかもしれませんが、まずよろしく願いします。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

子実用のトウモロコシということで、実際問題あのトウモロコシを植えて、トウモロコシの実だけ収穫して家畜の餌というふうにするものでございます。これにつきましては、県のほうのモデル地区にも、モデル地区というかあのなんだろう、推進するための地域ということで当町のほうに指定されておりまして、その中で昨年度が1名、今年については若干1人増えまして、現在2名の方が子実

用のトウモロコシを植えております。面積については約11町歩ほどというふうになります。結構これ評判が良くて牛用の餌、あとは地鶏の餌にもなるということで、今後県のほうとしても作付けの推進を図っていきたいというふうに考えております。供給先につきましては、村山管内の中で家畜等やってるところに県のほうで提携先を見つけながら推進していきたいというような考えの中で、支援策ということで今回補正をさせていただいたところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

はい、わかりました。んじゃ、最後の1つです。

19ページです。企画費の中の負担金、補助金。全協の中でもね、あと去年あたりからも大分課長さんに聞いてるんだけど、定住促進の事業助成金の中にね、今回その堤防なんかで移転しなやきゃなんない人が含まれるのかどうかをね、そのはっきりその、先日も課長に聞いたんだけど、やっぱりできないと思いますけど、はっきり答えることができないっていう話だったんだけど、やっぱり町長のほうもこれ町のそのね、要綱変えればできるんだろうか。できるのか。それともこれ要綱変えることは、たとえば上の法律的に違反すんのかどうか、そのへんのところなるべく早くこの答えてもらいたいと思うんですよ。どうでしょう。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大 山 和 彦 君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

全協の際にも議員からご質問あった件についてです。定住促進事業助成金、今回補正予算でお願いしてございます。こちらにつきましては、町の要綱において10番に公共施設の移転事業については該当しないという一文がございます。こちらについて、関係法令とは現在確認中ではございますが、他市町村の状況などを鑑みまして、さらに検討してまいりたいと考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

あのこれはやはりきちんとね、これからいろいろ移転とかの問題でいろんな話出てくると思いますから、その町のほうもきちんとして方針をね、なるべく早く該当者っていうかその移転せざるを得ない人たちに知らせてほしいなと思うんですよね。なんか勝手に200万貰えるんだなんて思ってる人が随分いてですね、こういうふうに決まってるらしいんだけどどうですかとか言われるわけですよ。そんな話聞いてないし、たぶん税金をね、国の税金、町の税金を2つダブルで貰うってことはやっぱり不公平だという、公平さに欠けるんじゃないかって前の大沼前課長のときの答えがあったけど、そういうふうなことを答えています。それをやっぱりはっきり上の法律でもこれでOKって町でね、変えればできるのかどうか。今はその今のこの要綱には法的なものはダメって書いてあるんだけど、それを変更することができるかどうかをね、なるべく早く町のほうで町長のほうからきちっとその住民のほうに周知してもらいたいと思います。町長お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

法令等に触れてないのであれば、可能であればそういった方向に進められればと思いますし、

ダメな場合はやっぱり今までの答弁の内容に沿った形になろうかと思えますけれども、そのへんの要綱関係はしっかりと研究しながら進めていきたいと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第37号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第37号「令和5年度大石田町一般会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第38号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

38号。最後のページ。認知症初期集中チーム、ちょっとちゃんと当たってるのかどうかがドギドギしながらしゃべってんですけど、で、ですね、あの説明を受けましたら、あの新しく2名を追加して町では4名体制でいぐ。で、今後増やしていぎだいていうごどであります。40歳以上の方を対象にですね、あの認知症いろいろほのサービス受けでない人を、ほの認知症初期段階から集中してやっていぎだいていうようなごどだと思えますけど、この件、町長どういった形でこれが増やしていぐどがってあれば、教えていただきたいと思えます。

併せてですね、こういうのあるの私も今回初めて知りましてですね、サービス受けだいなって思う人もいんのがなとも思えますけど、やはりあるのがわからなければ受けたいようにも受けられないという事態あると思えます。ほれがら広報で知らせることが大事かなとも思えますけど、そういった広報活動についてあればあの考え方があれば教えていただければなというふうに思えます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

増やしてくということで、あのもちろんあのニーズがあるからだろうと思えますし、ちょっとデリケートな部分もありますので、そのへんはあのかかなり難しい中でもやっぱり増やさなきゃいけないことですので、そのへんは進めながらもっと必要であればもっと進める、やっぱり、なければいけないという内容かと思えますので、そのへんは現状を見ながら進めていければと思えますし、あと、広報に関してもやっぱり誰が保健師なのか、たとえばなんだ民生委員の方なのか、そのへんの話なども聞きながらやっぱり進めていかないと、なかなか大きくPRして集めるっていうものじゃないと思えますので、そのへんは様々な形で進めていければと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

同じようなことを大江町がですね、やってましてですね、あのプリントでお知らせ版みたいな形で配ってました。どういった形がいいのがわかりませんが、やはりその認知症もですね、エーザイどがが新しい薬で対応、あの認可どががって話もありますけど、ながながほのいろいろその高齢化

が進む中で、いろんな人がなってるのかなというふうに思います。それを早期に解消できればそれに越したことはないと思いますので、やはりですね、その家族あたりがらぜひそのちょっと俺のばんつあば見でけねがやどがって、そんな感じですね、あの相談を受ける体制していただければ非常にこのありがたいなっていうふうに思うんですけど、そういった感じでやっていただけるかどうか、家族からぜひ町にっていうような窓口をしていただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのもちろん治療とか診断とかできないので、そのへんはやっぱりどういうふうに繋ぐのかということかと思しますので、そのへんのやり方っていうのはどれが正解なのかちょっと私ちょっと分かんないんですけども、そのへんは専門家の方のお話を聞きながら、こういった事業を進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

認知症の初期対応 NO.1が大石田町だっというふうな行動つもりですね、がんばっていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

こういった事業を進めるうえで本当に大事なことだと思いますので、そのへんはしっかりと前向きに進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第38号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第38号「令和5年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第39号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

それでは、議案第39号について質問させていただきますが、全員協議会資料16、タブレット資料16の全員協議会資料を使って質問させていただきたいと思しますので、タブレット資料、今発信をします。全員協議会の1ページをご覧ください。

こちら例としてですね、まず39号ですが、「大石田町財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、今この全員協議会資料の1ページにありますとおり、催物、物品展示のための一時使用の改正前の料金ですけれども、1,050円

になってます。協議会のほうでは1,050円の根拠として、消費税5%で計算されていたのではないかとということでございました。

続いてタブレット、同タブレット3ページのほうをちょっとご覧いただければと思います。3ページのほうは教育文化課所管の料金表示になりますけれども、こちらのほうでは、学校屋内運動場の使用料改正前ですね、5,150円となっておりますけれども、料金の根拠として消費税率3%のままだったのではないかとということでした。

続きましてですね、8ページをちょっとご覧いただければと思います。8ページのほうではこれ行商露店等1店1時間につき、改正前400円となっておりますけれども、税込価格だったのか、課税していなかったのか不明という状況でございまして、この改正前の料金設定がですね、各課で根拠がバラバラ。消費税がですね、導入されたのはもう1989年で、5%になったのも1997年ですね、2019年にはすでに10%になっていたんですけれども、今回この条例改正によって料金が町民の方がですね、支払う額が変わります。これまでの料金は一体何だったのか。こう改正のし忘れだったのか、税込の金額だったのか、我々としてもですね、町民の方に今度料金変わりますけどこれまではこうでしたって説明をしなきゃいけないんですが、その町民の方へのこれまでの料金についてですね、説明はどうしたらよいか、どうお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

それぞれの条例改正の案、5つのものありますけれども、基本的にはこれまでは消費税は含まれた金額で設定されていたというふうに認識をしております。その中で今回、消費税も10%になっておりますし、インボイス制度ということでその消費税を明確にはっきりさせるというふうなことで外税というふうな表現でですね、条例のほうを制定をさせていただいたというふうな内容でございまして、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部 冬馬 君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

これまでの価格については消費税込みの価格であったということですが、タブレットの3ページもう一度ご覧いただければと思いますが、改正前ですね、屋内運動場の使用料5,150円ですけど消費税10%になった後もこの消費税10%込みでですね、5,150円であったわけであれば、そうしますと5,150円の税抜き価格が5,000円ではないわけです。今後利用者が支払う額は5,500円になります。改正後。あの税抜き価格値上げということが今回のその改正に含まれているんですけれども、あの町民の負担が増えるということになるので、値上げをするのであればそれなりの理由がやっぱり必要になると思いますし、あのこの条例文ですね、第5条が今回新設されるわけなんですけども、この条例文、第5条がですね、新設された後も利用者が支払う額が変わらないような条例上の価格設定をしなければいけないと私は考えますけども、いかがお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

消費税が今上がって下がることはないと思いますけれども、これからまた上がったときにまたこの条例を変えなきゃいけないというようなことになろうかと思っておりますので、決めた価格というものを基

本にしなから、消費税が変わった場合はその条例のままで進んでいくということが一番とわかりやすいのかなと思いますので、もちろん議員が言うとおりに、元のたとえば5,150円に設定した4,600円などがするという考えもあろうかと思いますが、これがあのこのインボイス制度の導入ということがどうしてもしなきゃいけないというふうなことです。そこはきちっとあの決定した額に設定しながら進めていくということで、ご理解いただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

それでは、もう1点。同タブレット資料の7ページのところをお願いします。この右側ですね、第5条関係ということで夜間照明使用料をちょっと例に取りますけれども、あの一番上ですね、1基使用町民対象者、町民で町民価格290円になってるんですけども、条例上ですね。が、実際はこれに今度10%課された額ということで、利用者が支払うのは319円です。になります。319円。で、これですね、10%課税後もせめてですね、10円未満の額は切り捨てるなどのこう利用者がですね、利用しやすいような価格、条例上ですね、修正すべきかと思っているんですけども、ちょっと尾花沢市の一例なんですけどもご紹介したいと思うんですが、尾花沢市ではその市で運営している運動公園上の使用料金ですね、市民の方には430円で表示してるんですね。430円で表示してるんですけども、条例上はですね、どうなってるかという391円となってるんですね。条例上は、で、消費税391円に10%課税すると430円になるということで、利用者にはその10円未満切り捨てたちゃんとこう1円玉、5円玉使わずにこう払えるような、こう金額になってるんですけども、そういうふうにと例えば10円未満やっぱり切り捨てとか、そういったですね、ことに条例にですね、修正すべきだと思ってるんですけども、いかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林基流君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

支払いの際に10円単位等の利用者の利便性というふうな形のご質問かと思えます。消費税、税額ですので、こちらのほうどうしても端数が付くのは仕方がないのかなという考えと、あと計算したところ290円だった。こちらあの丸めて300円に上げるよりは、少しでも利用者のほうに安いほうがいいのかということで290円という価格設定になりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、39号です。今回の議案はインボイス制度導入による消費税相当額の部分の事務的な見直しというふうなところかと思いますが、町長にお伺いしたいのは、消費税の云々かんぬんは置いておいて、今、二藤部議員からもありましたベースの部分の基本的な料金のところについてお伺いします。見る限り、昭和63年消費税導入以降、改定したような跡がない部分かなと思います。私あの二藤部議員とは逆なのですが、ここ33、4年でどれだけのエネルギーコストが上昇したか、また、それに携わる職員、関係者の人件費というものがどれだけ動いたかということを考えて、よく行政用語で耳にする受益者負担という部分を考えて、町民と利用者はきちり分けるべきだと思いますが、町長、どう考えますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろん、公共施設の利用です。使う人、使わない人います。そのへんの公平感、不公平感なども鑑みながら料金は設定しているということで、できれば本当は公共施設はそんなお金はかからないほうが絶対なんでしょうけれども、その部分は使わない人も税金で払ってるんだよということもありますので、そのへんはご理解いただけるのなら使用料なども払っていただくというような考えが基本かと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今、まさに町長がおっしゃったその利用しない町民が負担する形はおかしいでしょという、まさにその姿だと思います。使う方は当然、直接コストがかかった、上昇した部分は負担お願いしますね、これも当たり前だと思います。決してあの町は営利団体ではないので、そこに利潤を追求するような団体では当然ないので、直接コストが上がった部分だけはずぐとは言いませんが、ここ何十年、少なくとも30年見直さないんであれば、こういったタイミングで今後見直すことも考えるべきだと思いますが、それに関しては町長、どう思われますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

議員が言うとおおり、わかっているとおり、コスト計算で料金決めた場合、とてつもなく料金が発生すると思いますので、そのへんはバランス良く、よくよくいう近隣の施設、近隣の同等の施設なども含めて、やっぱり利用者の使いやすい料金設定というのをお願いできればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今言いましたとおおり、あの使う方は当然にゃ、必要なので使うには問題ないと思うんです。当然、よそとの金額で高い、安いはあると思いますが、必要なので、使わせてくださいというスタンスなので、私が言いたいのは今あった、それを利用しない町民があからさまに、「ほがないづの時代の料金やそれ。」って言われなような、一応頃合いを見た改定というものも世間一般的な感覚の中で必要じゃないかなと思いますので、最後に一言お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの繰り返しになりますけれども、やっぱり同等の施設の同等のほぼほぼの形でやっぱり進めていかないと、我一人べらぼうに高いっていうとあの様々な施設の利用料金とかもありますので、そのへんは周り等も見ながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございますか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

それでは、質問させていただきます。二藤部議員指摘したとおおり、条例を変えるタイミングが課によってバラバラだということで、それがやっぱり、条例が膨大にあるためにこうなかなかこうすべてを網羅して、こう法律が変わったときにこう条例の改定が上手くいってなかったのかなというふう

に思います。そのへん今後、法律が変わったあと条例を改正していく体制として、今後このようなことがないようにしていくために、何か検討とか考え方あればお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

やっぱり住民サービスとして消費税は上がったけども上げてないとか、そういった考えの下でたぶん料金設定になっていたのかと思いますので、これを機会に一定の形になるのかと思いますので、そのへんはまだまだこれからも調査しながら、そのへんのことをしっかりと対応していければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

そういった法律が変わったときの条例改正を今後スムーズにしていくためにも、デジタルを活用してこう変わったときの検索をして、消費税と検索すれば消費税関連の項目が出てくるというような、やっぱそういったことが今後必要になってくるのかなと思います。そういった体制にはなっているのか、それとも今後そういった体制を構築していくのか、そのへんをお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

デジタルトランスフォーメーションの中で、そういったことができるのか否かもちよつとあのこれから勉強しながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

ちょっとお願いします。このインボイス制度なんだけども、考えてみればちょっと聞きたいんですけど、そのたとえば個人の事業者だと1,000万円以上の売上げない場合のそのね、免税になる事業者だったりとかこう区別してるようになるけど、大石田町みたいな自治体っていうのはどのような、なんていうの、ジャンルになるんだろうか。最初から当然、課税事業者として考えるんで、やっぱりこのへんは自治体としてはどういうふうに考えるもんですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

自治体につきましても課税事業者というふうな扱いになっております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

だとこれからあのその10月なって即その番号みたいなのをもらうわけですかね。その領収書になんていうの、印刷されるそのインボイスの番号みないなのをもらって、登録番号をもらってそれで発行していくと。だと具体的にね、大石田町なんか考えてみれば金払うほうが多いんだろうと思うけども、貰うってそんなに大きなものあるんだろうかって気がすんだけど、たとえばそのね、建物建てたときに企業に払うのは、貰うのは企業から貰うっていうのは領収書貰うんだろうけども、こっ

から払うなんてせいぜいその印鑑証明とかそんなもんでね、そんな売上あるんだろうかって気がすんだけど、ちょっとそのへんちょっとお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

まず、インボイス制度の登録の関係でございますが、それにつきましてはすでにですね、町とですね、あと公営企業会計、これも別になりますので、公営企業会計2つ、次年子簡水と農業集落排水、これについてはすでに登録をしております。

2つ目の質問のですね、そんな収入があるのかというふうなことでございますが、今回条例改正しておりますこの内容のようにですね、使用料関係とかそういうのも、要はあの登録をしておかないと、相手方のほうでその消費税というふうなことで計上はできないというふうなことになりますので、大きな町の収入というふうなことはなかなかないのかもしれませんが、要は大きな企業がですね、このような使用をしたというふうなときにその積み上げというふうなこともなってくると思います。そのようなときに、きちんとした形でその消費税10%分ですよというふうなことで、それを明示しなければならぬというふうなことになっておりますので、そのようなことで今回の条例改正というふうなことになったわけでございますので、ご理解をよろしくお願いたします。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

んじゃ、最後の質問です。これから町がそのたとえば建設会社とかいろんなとこにこう契約で仕事をさせて、それで領収書をもらわなきゃいけないわけですよ。その場合には当然向こう側もね、これに登録した業者でないと町は使えなくなるような形なんのかな、そのへんのところ考えてますか。たとえば、学校建てるとして建設会社に仕事頼むわけじゃないですか。んでお金払うわけだけでも、これ向こうから領収書貰うわけですよ。そっちの企業がこのたとえばこのインボイス制度に入ってなかったなんて場合は、きちんとした領収書貰えなくなるわけですよ。そのへんのところはだと最初にもうなんていうの、入札の段階でいろいろこういう話をしていかなきゃいけないということ思うんだけど、そのへんはどうですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

仮の話になろうかと思いますが、もし、その企業さんがですね、そのインボイスの登録をしていなかったというふうなことであれば町のほうでいわゆるその消費税分というふうなことを積算できないというふうなことになろうかと思います。ただ、この制度が周知なってから大分経ちますので、大企業さんと言いますか、通常の企業であれば当然そのインボイスの登録はしておるものと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

同じじゃところで、インボイスの登録をやってない企業はあの指名どがには入れないっていうような考えなのかと、今回このタイミングでですね、町民と町民外の料金を分けて町民外の方は割増しました。その理由を教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林基流君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

夜間照明の使用料についてのご質問かと思えます。夜間照明の使用料ですけれども、こちらのほう以前、1基300円で計算していた当初の算定の方法を用いて現在の電気料金等で料金計算をしたところ、ほぼ倍ぐらいのこちらの580円、町民以外の方が使う料金の計算の結果となりました。町民の負担を減らすために、またスポーツの振興を図るためにも、こちらのほうさすがに倍に上げるのは大変なので、町民以外と町民というふうな形で分けて町民の利用を進めるように料金設定をしたところです。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋慎一君。

1. 副町長(高橋慎一君)

指名業者選定審査会の代表ということで答えろということだろうと思えますが、そもそも株式会社とか有限会社、そういったところが正式な領収書を出せないという業者、果たして営業できんのかなという私は気はするんですけど、町だけとの取引ではないので、他の民間との取引もあっていて、そこでインボイスの領収書を出せないという、果たしてそういった業者が事業できんのかっていうそもそもの問題っていうのもあるんだろうと思えます。ただ、これまでの指名する場合、たとえば一般競争でもそうなんですけど、そういった条件を登録した業者に限るのか、限らないのか、そのへんについては今後指名審査会のほうで議論していきたいというふうに思います。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

はい、わかりました。料金ですけどあまり使う人もないっていうような中ですし、少子化なんかも進んでますし、人口減少も進んでる中で、ならばあの使ってもらいたいなども思うんですけど、値上げしたがいよいよはっていうような感情なんか起きないのになって危惧するわけです。近隣の市町なんかでは町外、市外の方には割増料金だどがってそういった事例をもとに今回なったのかどうか、そのへん教えていただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林基流君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

考えのベースとして町民以外の方が割増ではなくて、町民が50%の割引というふうな形を取っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

たとえば尾花沢市や村山市なんかもそういった形で、市民割引どがっていうごどをやってるんですか。わがれば教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

教育文化課長 小林基流君。

1. 教育文化課長(小林基流君)

すみません。正確な記憶がちよっとありませんので、尾花沢の施設で確か市民と市民以外で料

金が違うというふうな事例を参考にしたところもありますけれども、実際あの参考にしたのは埼玉県
のほうの、すみません、ちょっと自治体名忘れましたが、そちらのほうの料金設定を参考にして
おります。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終
結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これ
をもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第39号は
原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押して
ください。押し忘れなしと認め確定いたします。賛成多数と認めます。

よって、議案第39号「大石田町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5. 同意第2号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「な
し。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論であります。人事に関する案件でありますので、これを省略いたします。

これより、同意第2号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。同意第2号は原
案のとおり同意するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押して
ください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、同意第2号「大石田町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意する
ことに決定いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

ご苦勞様でした。

散会 午前 11 時 10 分

第6日目 令和5年9月6日(水) 本会議 午前10時 開議

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

日程第1. 町政一般に関する質問を行います。先に通告と受けており、発言の順序も決めておりますので、その順序により発言を許します。6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

おはようございます。

それでは、あの通告に従って質問させていただきます。答弁の後、再質問させていただきますので、まずよろしく願いいたします。

今回2つ質問があります。まず一つは農業に関するそばの問題です。質問の項目として読んでいきます。

そば刈取りにおける組織の拡充、システムの充実を図るべきだということです。去年、今年ともものすごい勢いでソバの面積が増えてきてましてですね、町でこうこれだけ増えましたって言われたときに、自分たちとしてはやんだというわけにもいかないし、とにかくなんとかやっていこうねって今ところはなんとか済んでおりますけど、この調子で行くとちょっと大変なんじゃないかな。少しあの前回あったように、町、町営のとかそういうなんかその刈取組合も作ってみるべきなんじゃないかというのを提案したいと思いますので、まずよろしく願いします。

あともう一つ。大石田の文化の町ということですね、これはあの教育長にですけども、この質問は常々思っているんですけど、この質問する直接のきっかけになったっていうのは、たまたま神戸に行くことがあったということで、これを機会に平日頃思っていることを聞いてみたいと思ってそのですね。やっぱりどこのその観光って、僕らたまたま今回はその美術館に行ったんだけど、いろんなもの売ってるわけですよ。大石田の資料館に行ったときに何売ってるかなと考えると、たぶん藤田順子さんのそのおひなまつりのなんかありますよね。あとは大石田の町史の資料がたぶん十何冊あって、それを1冊1,000円ぐらいで売ってるんだと思います。もっとこう気軽にはがきみたいなものをね、100円単位みたいなものをできないものだろうかということ。まず考えたこと。

あともう一つ。これは後であのなぜ今回金山平三なんて話が出てきたかもあるんですけど、実はあんまり自分としてはね、意識しなかったんです。たまたまその金山さんという人が大石田に居たっていうことは知ってましたけども。神戸に行ってその美術館に行って、その展覧会の看板見てもね、正直言って意識してなかったですね。正直。うちの女房も。せっかくだから観ようかなぐらいなものだったんですけども、そのあといろんなことがありましたんで、それを繋げてですね、大石田と関わりのあったそのいろんな有名人とのふるさとを訪ねてみたいな感じでね、ぜひ、たとえば画家にしても、あとはたまたま神戸に行ったからかもありませんけども、そのあそこはブラジル移民の移住センターが今でも残ってます。そういうもので大石田には鈴木さんという有名な人もいるわけだし、自分はそこ、その家が実際今あるのかどうかも、鈴木貞次郎さんという人があるのかどうかもわかりませんが、そのへんのところをぜひね、今回聞いてみたいなと思ひまして質問させていただきました。まず、よろしく願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

ソバ刈取における組織の拡充、システムの充実を図るべきとのご質問にお答えいたします。

はじめにソバの刈取面積ですが、ここ数年、毎年30haほどずつ増加している現状にあります。一昨年度、新たに駒込地区で刈取組合を新規に立ち上げ、現在5組織で刈取を実施しておりますが、刈取面積の増加に伴い適期刈取が難しい状況であると理解しております。そこで、様々な機会を見つけては新規組織の立ち上げを促しておりますが、農家数の減少、さらには高齢化などにより組織化が難しい現状にあります。これからも農協など関係機関と連携を図りながら、継続して組織化を推進してまいりたいと考えております。

次に、「近年の物価高騰に伴い、刈取機械等の価格も上昇しております。刈取組合負担軽減を図るための補助制度をきちんと確立すべきと考えるが町の考えは。」についてお答えいたします。

近年の農業用機械の価格が上昇していることは認識しております。しかしながら、国県の機械購入補助金においては、刈取のみの機械購入への補助制度とはなっておりません。町単独の補助金はありますが、新規に組織を立ち上げ機械を購入する際に2分の1を補助するというものであります。今後、国県の補助金の新設などに注視しながら、町の補助制度の内容も検討してまいりたいと考えております。

次に、「担い手不足や高齢化によりオペレーター等の人員確保が困難な状況にある。町直営の組織を設けるなど、本格的に体制整備を図るべきでは。」についてお答えします。

農業者担い手不足、高齢化は当町にとって切実な問題であります。そこで、令和5年度に全農家を対象に農業経営意向アンケート調査を実施し課題の掘り起こしを行い、令和6年度に県と連携しながら解決策を探求してまいります。現段階においては町直営の組織ではなく、農業法人の育成を県と連携してまいりたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

それでは、私のほうから文化の町大石田をもっとアピールすべきではないかに関して2点質問がありましたので、お答えいたします。

まず、1点目の「歴史民俗資料館での来館記念物販品が少ないように感じる。PRも兼ね企画展と併せた土産品の開発や販売を考えてみては。」とのご質問についてですが、おっしゃるとおり、これまで歴史民俗資料館においては来館記念物品のようなものは作成したことはございません。来館の記念品を開発することはPRにもなり、大変有効な手段であるとは思いますが、現段階では著作権、あるいはコストなどクリアしなければならない課題もありますので、今後、研究してまいりたいと思います。

ただ、これは資料館だけではなくて来町の記念品となるものも含めて、大きく考えていく必要も感じますので、関係部署と連携して研究していきたいと思います。

ただ、販売だけではなく、しおりとかポストカードなど、職員が作成できるような簡易なものであれば、プレゼントという形でも良いのではないのかとも考えております。

2点目の「町に関わりのあった文化人のふるさとにある施設との交流や町内文化サークル(白陽会等)による町民のための小さな展示会開催等の企画をいろいろと検討しては。」とのご質問にお答えいたします。

文化人のふるさとのある施設とのことですが、茂吉記念館や真下慶治記念美術館など県内にある施設であれば、職員同士が話をする程度の交流はございます。ただ、県外など遠方の施設とは

ほとんど交流がないのが現状です。今後、交流を考えた際に作品の貸し借り等が思い浮かびますけれども、歴史民俗資料館の施設を考えたときに、来館者と作品の間にガラスが張っていないこと、あとは温度、湿度管理などの問題があるため実施が困難です。

また、町民のための小さな展示会の開催ですが、議員と同じ考えの下、今年5月から虹のプラザ2階図書館入り口脇の展示ケースを、団体や個人で最長1か月間利用できる、そういう企画を立ち上げました。5月の広報誌で利用者を募集し、芸文協加盟団体や加入者にも現在声掛けを行っているところでございます。

今後、議員の質問の趣旨をふまえて、コラボレーション企画の可能性なども含めて、歴史民俗資料館運営委員会、あとは文化財保護審議会連携を図りながら、文化の町大石田をアピールしていきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

それでは、まずソバの話からお願いいたします。

この答弁書にはですね、毎年30ha ぐらいずつ増えてるっていうふうなこう書いてあるんですけど、去年、実際その作付けしても最初に作付けのこの申請をしてでもですね、実際に植えてるかどうかこれから転作きちんと確認しないといけないこともあるし、最終的にそれも刈取できないところもあるっていうこともあって、正確ではないわけですけども、今年のね、この見るとね、去年実際刈取した面積、これはだから作付けしたよりも少なくなってるんだろうと思うんですけど、それと今年、今作付けされてるだろうところを全部刈取すると、約70ha ぐらい増えてることになるんですよ。今年だけで。実際にその自分、今来迎寺のそのソバ刈り会長っていうことになってるんですけども、自分引き受けた頃たぶん60ha ぐらいだったと思うんです。その時にあの機械がいっぱいある豊田のほうはその倍、約120ha ぐらい請け負ってて断然大きかったんですけど、今、今年ぐらいから逆転してですね、向こうのうまくこう配分してくれたんだかもしれませんが、来迎寺のがもう103ha もなくなって豊田より多くなってしまったという。実際ね、あの豊田さんはきちんとその組織化されているんなまあね、集落営農なんかもちんできてるようなところだから、だけどそうやって考えてみるとね、これ本当に先日この紙渡されて、最終的にたぶん30ぐらい増えるんだろうなっていう予想であるっていう話だったけども、わかりませんよね。自分は作付けしてあるところは全部刈りたいと思っているほうなもんだから、去年よりも来迎寺の担当だけね、14.1ha 増えることになりました。大丈夫なのかなって本当に思います。これね、自分もそろそろいい年だし。ということと、もう一つ、その自分は今その黒滝から新山寺までっていうか、村山市あとは楯岡辺りのこともあってですね、そこの刈取組合長っていうことになってるんですけども、もう一つその大石田町のね、ソバを植える営農組合の会長という立場にもなってます。よくよく考えると、植えてるほうはきちんとやっぱりいい時期に種をこぼしたりしないで、畑にこぼしたりしないでね、きちんと刈取してもらいたいと思うんです。ある意味、だからそれを自分はその営農組合の会長としてはそうやってもらわなきゃいけない。だけど逆の立場で刈取組合のほうになると、そんなふうには思ったとおりにはいかないんだよってことになって、どうしても相反する立場にある同じ人が会長なってっていうのこれ、ちょっと考えもんだなと。やっぱり農協さんに名前だけだからって言われたけど、これちょっと変だなっていう気がします。正直、きちんと刈取してもらわなきゃいけないっていう立場と、残念ながら機械的に、人数的に間に合わないののでできないっていうこう相反的なことありましてですね、利益が相反するようなものが同じ、同じ会長であるっていうのはちょっと変だと思いますので、ぜひ

その農協さんにも考えてもらってですね、名前だけであるにしてもやっぱりおかしいなと思います。

それで、2年くらい前にあの新しいソバの刈取の機械を買ったんですが、そのとき650万ぐらいでした。町から今回、そのときに貰った補助金が20万円ということでしたけども、それはあの認定農業者枠ってうことでもらったんですけども、よくよく考えてみると、これ後でまたその担当の人に聞きたいんですけども、自分たちはですね、組合として別に申告してるわけでもないし、税金払ってるわけでもないの、ちょっと立場が違うのかもしれないけども。個人でね、認定農業者枠でそのたとえばトラクターなんか買って20万とかなんか貰ってですね、そのトラクターもその減価償却で7年後ぐらいにみなゼロにしちゃうっていうことできるわけですよ。我々はそのそもそも申告してないからかもしれないけども、減価償却もないもないわけなんだけどそのへんところを一体あのなんていうのかな、ソバ刈り組合っていうのはある意味金儲けではあるかもしれないけども、案外町にその貢献してる半分公共的なものではないかっていう自負もあるんですよ。そのへんのところなんかその刈取組合はなんか優遇されてるところはあるんだろうかというふうに思うんですけど、そのへんどうなんでしょうかね。なんか我々その組合として町からその特別なその優遇措置みたいなをやってるんだっていうことありましたら、ぜひお願いしたい。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

組織への優遇措置というのは税制関係とか、そういったものであの今、議員がおっしゃるとおりかと思いますがけれども、新規立ち上げた場合の機械の導入に関してはやるというようなことが基本になってますけれども、その他については担当課長より答弁させます。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

今現在、メリットというか優遇についてはない状況であるかと思います。ただ、刈取組合のほうで最初に立ち上げた段階で町のほうで2分の1ほう、コンバイン刈取に補助はしてると。したがってそうすると、刈取組合のほうで定款、規約、それから機械の利用規定等は整備されているというふうに思います。したがって、台帳もあるわけですので、刈取組合の中でコンバインたとえば600万で買った場合、2分の1約300万補助なれば、残りの残額350万については減価償却として収支ができるというふうに考えます。で、その原価償却したのちのとあとは経費分、諸経費等を引いた中で収入からその引いた分の収益に当たる部分を、各刈取組合の農家さんの方に分配等をし、各個人のほうで納税の申告をしていただければというふうに考えておりますので、メリットとしては任意の組合ではありますけれども、そういった定款、規約等が整備されている状況であれば収支の中で減価償却は可能であるというふうに認識しております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

なかなかその簡単に理解できないんだけど。そもそも金はね、払ってないわけだから、そのなんていうのかな、減価償却するにしてもその金はどこに貯めるものもないのかなって気がするわけよね。たとえばそのあのきちんと自分たちの組合なんかをね、法人として登録した場合には、そうすつとその申告なんかもしなきゃいけなくなるわけですかね。そうすると今よりももしかしてなんいう

の、経済的にうまくなる可能性はあるとかがええますか。そのへんのところちょっと教えてもらいた
いんですけど。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

法人、格を取ってしまえば、やはり法人税等、均等割等発生します。他のところを見ても任意の
刈取組合ですので法人まではしないと。ただ、その中でコンバインは購入はされているわけです
よね。補助分については組合の中で捻出してるという状況にありますので、その分は減価償却は
できるというふうになっておりますので、その分たとえば農機具など7年ですかね、7年かけて減価
償却し、そしてたとえば収入100万あったと。それに対して減価償却コンバイン買った分が年間5
0万ずつであれば、100から50引いた50分、さらにはそれに係った今度は諸経費が20あればさ
らに引いて30、その分を各参画されている組合の方に利益分配が可能になってくるので、その分
の圧縮はなってくるというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

たとえばソバ植えてる人ってたとえば来迎寺で考えたら、それこそみんな何百件もあるわけです
よね。僕らが刈り取ってるその黒滝から新山寺までですと。それにみんな分けるとなるとそれもちょ
っと。んでも考えてみれば、その分けたって結局最終的にまたその機械を買うためにお金を貯め
なきゃいけないとなれば、避けるなんだ言うのができないのが正直で、今年またあの農協さんに頼
んでもう去年から新しいのを買うことになっております。それはあの去年だか真室川でそのキャン
セルしたところ早く押さえてですね、だから値段も去年のままでっていう話になってるそうだけど、
実際どうなるかわかりません。で、ちょっと思うんだけど、今、自分たちが受け持ってるその刈取
面積が100ha 以上もあるとなるとね、2つに分けてなんていうことも考えて、新しく第2来迎寺組合
なんていうのを作ってですね、そういうのは新規として認められるんだらうかとかいうこともちょっと
頭に浮かぶんだけど、どうなんでしょうね。そういうのはあり得ることなんだろうか。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

第2の来迎寺組合ですか、名称についてはこれからでいいかと思っておりますけども、新たな組織と
して立ち上げるのであれば、それは新規として認められるというふうに考えます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

まず、今のはちょっと余談みたいな話でしたけど、やってるところは今までと同じところを刈取し
ててね、やってる人間も同じでしたじゃんまぐないわけだから、そのへんのところはぜひんでもちょ
っと模索してみたいなと思います。

模擬議会のときにですね、草刈さんからその今度ソバの転作の問題で水張を今度どうのこうの
で、ソバの面積が少なくなる可能性があるんじゃないかっていうふうな話にね、少なくともないう
にすることと、それであとあの耕作放棄地にならないようにしますっていうようなことをね、町長が答
えてただけど、よくよく考えてみると、あのたぶん水張しなきゃ転作のお金入らなくなるということ

であってもよ、それに代わるようなその作物がうまくないと、できないとなればやっぱり草ボーボーにしておくわけではないし、できないという土とともに生きてきた我々の先祖たちから考えれば、俺なんかあんまり気にならないけど、うちの親父なんか草一本生やさないぐらいの人だったから、そういう人たちにとってね、転作のお金がなくなったからって何も植えませんってことはない。やっぱりソバ植えてしまうんでないかなっていう気がしますよね。金貰えなくてもいいと。そうすると案外その水張のために減るなんてこともないんじゃないかと思うんだけど。あのその模擬議会のときに町長答えてくれた新しい作物とか、ソバの面積が減らないようにというけど、どんどん増えてきてかえって困ってるような感じなんだけど、その点、町長なんか考えありますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この5年、あと3年、残り3年ぐらいでしっかりとそこは進めなきゃいけないという内容ですので、あのおっきなところ、畑地化も含めてすごく大きい問題になってます。実際あの1か月間の水張でいいというふうなことで、どういったタイミングであれば可能なんだというような考え方も様々あるようです。大石田町にとってそばはやっぱり香り風景100選にも選定されている、認定されているそばの里いうことで標榜しておりますので、産地交付金などの新たな枠、大石田町にとってもそばのこの重要性というものを強くあの政治的なやっぱり活動で進めていければなと思ってるところであります。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉勇君。

1. 質問者(小玉勇君)

大石田町をそばで売ってるということもありましてですね、やはりただその成り行きっていうんじゃなくて、やはりこの質問でも言いましたけども、ぜひそのね、新しい制度でもうちよつとその機械を買ったときにプラスαできるような、700万ぐらい払って20万貰ってどうのこうのっていう、ちよつと考えてしまうなど。それでもね、懇親会の金なるぐらいには思っただけで我々喜んでますけども、なんかやっぱり特別枠で5つもそういう組織ができて、これからだでもしかして増えていく可能性もあるわけだから、ぜひその認定者農業枠なんていうんじゃなくて、やっぱり大石田の特産であるそば、そば屋さん15、6件もあってですね、ぜひ協力してもらって、そば屋さんから金出せとか言いませんけど、ぜひ新しいこの援助体制みたいなものを作ってですね、案外機械ももたないんですよ。んだがら、どうしても現金で700万払わなきゃいけないとなると結構大変でしてね、とてもじゃないけどその減価償却の分、小作者に分配するなんていう余裕はないなという気がします。そのへんのところを回答のほうでは県の補助とかいろんなことを考えながら模索していきたいと書いてありますけども、ぜひそのへんのところをね、やっぱりただのその自分の勝手な自負かもしれませんが、本当に大石田のそばに対して自分はたまたま来迎寺出身だということもあるかもしれませんが、やってあげてるんだっていうと怒られるけど、そういう自負もあるんですよ。だからそのへんもう少しこのただ普通のね、個人的な個人のその枠、認定農業者枠なんていうじゃなく、なんかその考えてもらいたいっていう、そのへんのところをちよつと町長の意見を聞いてみたい。これだけお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのソバの刈取機械に関してということになりますと、一般の稲刈りのコンバインなどもんじゃどうするんだというふうな話もなります。そのへんはやっぱりよくよく勉強しながら進めないといけないのかなと思いますので、そのへんは時間をいただければなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

ソバのことはこのぐらいにします。

先日、あの新聞見てたらですね、今まであのもち米とかもちそばっていうのあったけど、もちなんでしたっけ、麦か。今回もちそばっていうのがなんか京都大学の農場かなんかでできたんだそうなんですよ。それで、これだとそのいわゆる十割そばができるような形なるということで、ぜひね、大石田町は十割だって、このモチモチ感のあそば粉を要するに繋ぎに使うっていう形にして、ぜひこの辺のところもね、これなんか新聞に載ってました。十割そば打つ簡単に切れにくいモチモチそば京都大学などで開発なんて書いてありましたので、ぜひ大石田それに銘打ってですね、これからドンドン儲けて大石田町に税金をいっぱいおろしてもらいたいなと思います。そばはこれで終わりにします。

前回、教育長にね、時間取ってもらったのに、なんかあまり話させてることができなくてすみませんでしたので、今回ちょっとまだ30分。

えーっとですね、たまたまさっき言ったように、神戸に行ってその予定があったのでどこにうちの女房に聞いて、どこに行きたいかって聞いたたらその小磯良平の美術館を観たいというふうになったわけですよ。言われたって僕はわかんないんですけどね。ただ、んでも彼の有名な画集なんか見ると、斉唱というあの合唱の、西高の合唱団みたいな、とどのう唱で斉唱っていう絵があって、セーラー服着た女の人たちがいっぱい並んでね、たぶん、んでも戦争時代に描いた絵なもんだから、どういうわけだか全員裸足で制服着た女の人がいると。それはその兵庫県立美術館にあるっていうのは聞いてたんですよ。それを観に行こうということで、せっかく神戸行ったら、んじゃそれにしようということに行ったらわけですけど、そんなときにもね、たまたまそこにはあの小磯良平の神戸市の美術館というのがあります。どっちに行くかって考えたときに、時間的にもあとうちの女房ちょっと足悪くて、昨日手術終わって今頃はあはあしてるでしょうけども、そんなので近いところということで兵庫県立美術館に、そこにも小磯良平のもあるしっていうのでたまたま行ったらですね、でっかく金山平三美術展というのが、おっきい看板かけてあったんですよ。入り口に。これがそうなんですけどね。後で興味があれば。それでも正直ね、その玄関まで行っても自分もだけどうちの女房もあまり関心を示さなかった。正直ね。今こんなこと言うと怒られそうだけど。小磯良平観ればいいと思ってるもんだから、とにかくまず入ってみよう。んで入って、そしたら今日はなんかお客様感謝デーなので全部タダですとかって言われてですね、んじゃ、金山、これかねやまじゃないんですね、かなやまなんですね。せっかく大石田に関わりのあった人だから、これも観ましよう、観てみようかということで見たんですよ。そしたらパンフレットにね、山形県大石田で描いた絵を二回で探しましようという、こういう書いてあったですよ。んで、神戸でね、我々からすればその金山さんという人が神戸の三宮出身だっていう話は特別認識したわけじゃないけども、ただ知ってるっていうだけで。だけど、神戸の大都会辺りで大石田町なんていうことをこんなしてね、わざわざ書いてやってるんだなって、正直それでも不思議に思っ帰ってきた。それでもまだね、正直自分の中に頭にちゃんと認識してはいなかったんですよ。なぜ、認識することになったかというんですけども、あの神戸に行った日ずっと雨降り、しょうがないのでアーケードの中歩いてたんです。そしたらですね、

うちの女房がある絵を見つけたんですよ。眼鏡屋さんで。それがね、真っ黒いそのバックに真っ赤なアンスリュームっていうそのなんていうんですかね。水芭蕉の花って白い、あれ花じゃないらしいけど、白いのに黄色いこう花が咲いてるわけですよ。あの白が真っ赤な部分があつてですね、そういう種類のなんか花を描いた絵が飾ってあつたんです。それでたまたまこれはって言ってね、見たことない絵だけど、たぶんなんとかさんの枝だべなと思つたらしくて、なんでこんなところにあるんだろうという話になって、ちょっと見たらね、やっぱりその人の絵の本が売つてあつた。それがね、題材がその眼鏡マイスターへの道というドイツのその職人の専門学校ですね、マイスター。一つのその国家認定みたいなもんのかな。その本があつたのでたまたま買ったのがきっかけだつたんだけど、そんなときも美術館に行く話、たまたまそんなときにですね、中にいた店員さんが経営者じゃなかつたんだけど、すごく喜んでくれて中にどうぞっていうので入ったら、鴨井玲っていう人の絵がいっぱいあつたんですよ。俺はわかりませんがね。すごく喜んで名前を書いてくださいっていうので書いたらしいんだけど、うちの女房が。そしたら家帰ってきたらまたすぐ向こうからいっぱいいろんなもの送つてよこしたんですよ。自分の店で作っているこのいわゆる絵葉書ですね、その鴨井さん絵をずっと。1年に1枚ずつ何十年も作れるぐらい持つてるっていうことなんでしょうけどね。それを大量に送つてよこして、ほんでこれただもらつてはいるわけはいかないかなということですね、カクイチさんに頼んで新山寺のスイカ送つてあげました。そしたらすぐね、なんかその自分ちで作つてるっていうワインと、大石田のその番地を見てね、金山平三を思い出しましたっていう手紙が入つたわけですよ。そんなとき初めて、あれって、我々ちょっと大石田の人間として認識不足なのかなっていう気がしてですね、で、こんなふうに入つたわけですよ。こういうふうにしていろんな物語っていうの必要なかなと思つてですね、それでたまたまテレビを観てたら、先日あの教育長が作つてくれたパンフレットだけど、東北大学でビールを作つたと。それまで本当にその金山さんという人の意識はしなかつたんだけど、たまたまテレビを観てたら、藤崎の店頭でね、東北大学の学生なんていう女の人たちがいっぱいビールと、女に人の写真3枚古い写真が並んで、たまたまテレビに映つたときに金山平三の奥さんて書いてあつたんですよ。あれって思つてね、それで日本で初めての帝国大学に入つたその女子大生3人ということでね、その内の一人がたまたまこの金山平三の奥さんになつたという話を聞き、これはビールを買わなきゃいけないということで、買ってみたけど飲んでもよくわかりませんでした。そんなふう結局あのこうやって初めてね、その金山さんという人が大石田と関わりあつたことは前々から知つたんだけど、自分の頭の中で認識ができたっていうので一つの物語みたいなものができて、そうすつともう頭の中に忘れないんじゃないかなって気がするわけですよ。そんなものぜひその、たとえばもし、大石田と金山平三、神戸の三宮でもいいさ、実際その家が今あのかどうかわかりませんが。あとこの奥さんになつたその京都の呉服屋さんの娘だつていう人もね、その当時にね、その当時にね、そのお茶大を卒業してから、今のお茶大の先生になつてそれでも辞めてこの金山さんと一緒になつた。今考えればちょっと残念だつたなって気もするんだけど。そんなふうにしてぜひあのなんかいろいろ案外大石田についてわからないことを、向こうの人たちは大石田を認識してるんだなっていう気がしたのでね、いろいろこう PR していつて、交流も深めてもらいたいものだな。

あともう一つ。まずこのほうからまずあの教育長の娘さんは東北大の職員でもあるようだから、まずそのへんのところからお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

何かからお答えしていいか、ちょっとあれなんですけれども。まずもってあの感謝申し上げたいと思います。私もあの小玉議員からその金山平三さんのそのこれですね、神戸県立美術館のこの行った話を聞かせていただいて、初めて知ったことがたくさんありました。私も文化的な面では本当にあの勉強不足で十分な知識がないもんですけれども、今あったようにこう物語という、そういった形で繋げていくことが、なんか文化の町大石田をアピールするためには、そういう視点で物事を考えていくっていうのは、すごく子どもたちにとっても大事な視点かなということを改めて気づかせていただきました。

で、あの金山平三さん、大石田かるたにもございますね。「梨の花好んで描いた金山平三」。横山で、あの庄司さんのところにね、疎開してたということもあるんだと思います。そんなとき今おっしゃった、牧田らくさん、奥様が一緒にいたかどうか私ちょっとまだ調べていませんけれども、年代的にはご夫婦と一緒にいられたのかもしれない。単身赴任してたかどうかわかりませんが、そういった形であのなんかそういう物語をこうなんか、ただ名前を覚えるっていうことじゃなくて、学校の勉強もそうなんですけど、そういった背景とかもなんか関連付けて覚えていくと、後々のいい知識になれて、それはやっぱりこう文化を学ぶ上では大事な視点だなということ、まずもって小玉議員から教えていただきました。ありがとうございます。

それですね、その帝国大学、女子大学生誕生3名、これは1913年大正2年8月なんですけれども、その一人が牧田らくさんだった。金山平三さんと結婚したのは、おそらく金山平三さんにもものすごい魅力があったからだと思います。だってお茶の水女子大学の教授を捨ててですね、金山平三さんに尽くすわけですから、そういう魅力のある人物だったんだと思います。

この前、金山平三展をあの歴史民俗資料館でしたときには映像も紹介していたはずです。あのちょっと宴会どがで踊りを踊っているような様子も紹介したということで、そういった形でこう発掘しているものあるいは関連しているものは、随時、皆さんにはこう紹介していくということはアピールするうえでは大事なことかと思えます。

もう一点関連してですね、ビール、私も買いました。やまやさんで。これいうどんまぐないのがな。あの大変高価なものでしたけれども、飲んだときには地ビールのようにどこでも飲んでいるビールだなと思いましたけれども、これがあの記念すべきビールなんだろうなと思うと、そう思って飲めば味は違う。すべてそういうものってあると思うんですね。こうそういうふうに思っているんなことをすれば、それはそこに繋がっていく。そうしたときにあの今、ふるさとの人ということ、関わるかどうかあれなんですけど、横山出身で下宿と言っていました。寺崎睦子さん、寺崎だと思えます。井上喜太郎商店さんの近くだというふうにお聞きした、今あるかどうか今あれなんですけれども、その人は松田甚次郎という人の奥さんになってるんですね。これは宮沢賢治と心酔して、宮沢賢治に弟子入りして新庄鳥越、そこで農村に生きた人物なんですけど、この松田甚次郎という人を取り上げてしてる近江正人っていう人がいます。これはあの新庄の方で私もちょっと縁がある方なんですけれども、この方のこの土に叫ぶ人という演劇なんですよ。あの織江尚史さんも関わっておりますけれども、この演劇を大石田の虹のプラザでも3月に行く予定です。このふるさと、つまり寺崎睦子さん、奥さんの出身地でやるというね、そういったこともあって、ましやあの虹のプラザ演劇でもかなりのステージができますので、そういった形である意味ではこれも一つの文化だと思うんですけれども、直接大石田の出身の人を関わる文化、そういったものも捉えてですね、物語を、先ほどおっしゃった物語を作ってそこでみんなにこうアピールしていくということも、これからいろいろと企画しているところがございます。すみません。長くなってしまいました。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの今までね、大石田は文化の町ってこう言いながら、よくよく考えているとその過去の栄光に酔ってるだけかなっていう、現在進行形ではないんじゃないかっていう気もずっとしてたんです今でもしてますけどね。資料館あたりに関係あるごく少数の人だけが知ってたんではしょうがないわけですからね、やっぱり底辺はこう高くしていかなきゃなんない。教養の町っていうのは別にあの昔、舟運で栄えた旦那さんだけの問題ではないと思うわけですよ。実際、彼らしか持ってないもんでしょうけどもね。だけど、そんなもんだったら別にあの町挙げてやる必要はないと僕は考えるほうなんだけども、そうじゃなくてそれをすべてのその町民に会報じゃないけども、いろいろその自分の宝に隠したりしないでですね、そういうふうにしてもらいたい。それでなければその文化の町であるとは思えないっていうことがあってですね、先ほどその金山平三展やったときについていうあの庄司歯医者さんにその話聞きました。俺、よくよく聞いたら、彼が小学生ぐらいのときになんか少し習ったんだそうでね。絵を。すごくたまたま帰ってきて、神戸から帰ってきてコンビニ寄ったら庄司歯医者さんがいて、実はって話したら、俺がやりましたって彼言って喜んでましたけどね。ぜひあの今回買ったビールをお土産に1本持って行こうと思っております。だまって意味分かるかどうか。

あとね、ぜひそのもう一つここに書いてあったあの白陽会を通してなんて、もう白陽会なんて僕は会員じゃないのでなかなか言えないんだけど、やはりあの大石田だけを、大石田の人じゃなくて大石田を描いた絵をいろいろこう巨匠から一般の人でもなんでもいいじゃないですか、そういうちっちゃな展覧会みないなのをやっていろいろやってたらどうなんだべっていう。でも、これやると準備が大変なわけですよ。白陽会の会長で石塚さんのこと言ったら、お前やれなんて言われそうだからやりたくないけども。でも、今あの虹のプラザの上にこういう掲示する場所を作ったっていう話ありましたから、ぜひそんなところでいろいろやって、もっともっどですね、過去の栄光でなくて現在も生きてる大石田のその文化を発信させてもらいたいなっていう気がするわけです。

もう一つ、鈴木貞次郎っていうとこれはもう教育委員会とは関係ないのかもしれませんが、でも、あの神戸に行ってたまたまそのタクシーに乗ったらですね、自分たちが泊まったそのホテルがトアロードっていうところにあった昔の三宮の通りって言ってましたけどね。そしたらタクシーの運転手さんが、昔ここにトアホテルっていうのがあって、そのブラジルに行く人たちがね、ここそこそもう泥だらけの道だった道だったそう。3月ぐらいにみんなあの山のほう、新神戸駅って山ですよね、あそこね。そっから神戸の港まで歩い、ほいで千人ぐらいの人たちがブラジルに向かって、40日ぐらいかかってブラジルに行ったっていうそんな話をチラッとしたんですよ。運転手さんがね。そんなときに、これはあの第1回に芥川賞をもらったという石川達三の蒼氓(そうぼう)の話だなんていうふうに思ったんだけど、それは1930年の話ですからね。そんなときに帰って来たら村形議員に、鈴木貞次郎の話はなかったのかって言われたわけですよ。ああそうだなとそんなときに気がつかなかったんだけど、そんでいろいろ調べたら、彼はそれよりも二十何年前に、1908年ぐらいにそのイギリスの船でたまたまどういう用事で行ったのかわかりませんがね。その人たちもよくよく自分はその亀井田出身じゃないからかもしれませんが、ほとんど知りませんでした。名前は聞いてはいましたけども、その家が今あるのかどうかともわかりませんし。で、教育長に聞いたら、なんか早坂課長さんの奥さんがどうのこうのっていうのがあって、それでそんなね、明治時代に外務省か関係で行ったのかどうかかわかりませんが、そういうふうにしてね、ブラジル移民の発祥、考えてみれば

食料の不足で結局ある意味、悪い意味で言えば棄民政策だったのかもしれないって気もするんだけど、でもその実態をね、神戸の光と影もあるんだなあって。今回はその移民センター見ることできませんでしたけども、そういうような繋がりがあって実はあるんだなと思ってですね、今回その鈴木貞次郎っていう人をもう一回きちっとなんかしなきゃいけないのかなっていうふうに、勉強しなきゃいけないかなって思ったんだけど、こういうこれはなんでしょうかね、教育委員会だけじゃなくて町のことであんのかな。まずじゃ、教育長のそれから町長にもちょっと答えてもらいたいです。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

あの鈴木貞次郎さんのことにつきましては、旧亀井田中学校、現大石田北小の玄関前に大きな碑がございますね。あれは鈴木貞次郎の歌にしあ碑、あそこに現在50歳ぐらいでしょうかね、その当時の生徒たちが、あの歌をうたって除幕式をしたというのが記録としては残っております。

今、小玉議員おっしゃるとおり、いろんなこう文化があるわけですけども、偉人がいるわけですけども、大石田かるたの中にすべてそれが今詰まっております。んで、子どもたちが学ぶときにその地域学習の中でそのことに触れる機会を設けているところでございます。取り立ててですね、何か突拍子もなくいきなり鈴木貞次郎っていうわけにはなかなかちょっといかないのかなと。町民すべて発信ときに。何かの機会を使ったときに今のような紹介する場が出てくるのかな、みんなでこう調べていくっていう子たちも出てくるのかなというふうな気もします。

それで、あの町民歌ですね、斎藤茂吉作詞、短歌作って、作曲したのが古関裕而という、これもすばらしい文化だと私は思ってるんです。んで、その町民歌のできるまでのあの経緯をですね、令和2年に調べました。20分ぐらいの作品になってるんですけども、コロナになっちゃってどこでもこう紹介する場がちょっとなくなってしまってますね、これだっていつか町民の皆様には町民歌を愛して歌ってるわけですので、その経緯あたりはもう本当に知っていただきたいという思いもございます。ですから、機を捉えてそういったことにこうアプローチしていくという、それは常に持っていきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

鈴木貞次郎さんに関しては、あのKOEnoKURAでそばコーヒーがブラジルとのやっぱり鈴木貞次郎が移民の親というふうなことで、銀座のパウリスタの監修の下、今も販売してますけども、そういった物語というのはすごく大事だと思います。売れ行きはまた別にしても、そういったことを発信するというはすごく重要なところかなとつくづく感じております。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

正直あの時分は横山出身だからだったけども、その鈴木貞次郎さんて話は東京から帰って来て初めて知ったぐらいのもんですよね。紀文というのも実は知りませんでした。帰って来るまで。まさか大石田の人だとは思わなかったぐらいで、そんなもんですから案外ね、その、その鈴木貞次郎さんという人、明治時代辺りの人ですからね。その当時にその今の早稲田なんか出身で行けたって、よっぽど金持ちの息子さんだったのかどうかわかりませんが。そういうのっていうのはたとえ

ばその亀井田のどこの人なのか、海谷の人だとかわかりませんが、地元ではそういうふうにして伝わってるものものなんでしょうかね。正直変なこと言って悪いけど、今でもその実家はあるんでしょうか。答えていいんだかどうか。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

地元の方々がどれくらい毎日酒の肴にでも、あの鈴木貞次郎さんの話題をしてるかちょっと把握はしていませんけれども、やっぱりなんか機会があるとそういうふうになるのではないかなというふうに思います。ただ実家はもう無くなったというふうにはある筋からは聞いておりますけれども、正確にここで断言できるものではございません。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

んじゃ、課長どうぞ。ちょっとお願いします。なんか身内だというのでどうぞ。

1. 議長(大山二郎君)

町民税務課長 早 坂 勝 弘 君。

1. 町民税務課長(早坂勝弘君)

先ほど、教育長からあのあるかと聞かれました、家自体はあるんですが、確かに明治の生まれの方ですので、もしかしたら戸籍を調べますと分家をしたとかいろいろなことがあるかもしれませんので、分家をすれば違う家になってしまいますので、そういう意味になれば家はないかもしれません。ただ出た家はあります。実家はあります。そういう意味でちょっとあの細かい話になってしまいましたので、ないかもしれませんという話になった話を今話したので、ちょっと紛らわしくなったのかなと思います。実家はあります。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

あの山辺にさ、国際法の先生だった安達峰一郎さんの実家なんかがあって、資料館みたいにしてなってますよね。ぜひそんな、町でそのうまくもしその家が荒れ放題だったあてことになんないように、ぜひあのやっけていたらどうなんだろうって気もしますよね。その本当に昔の人のほうがいろんなことをまあやる偉大な人が多かったんだなって気がしますよね。かえて文化が進んできた今のほうが、なんかこじんまりして何も出来なくなってきたのかな。というよりも、そういう人必要としていないのかもしれませんがね。ぜひあの今回たまたまその今度も神戸に行くことができれば、ぜひその旧の移民センターっていうかね、本当にあの貧乏で日本に居れなくなった人たちが日本中から集まって、最後にこれだけ話しておきます。一週間そこで研修をするんだそうなんです。ブラジルに行ってブラジルでポルトガル語の話の練習とか、あと着物の話とかね、食べ物の話とか、渡航費用が約200円。それは全部国が持つと。で、一週間そこで研修するんだけど約1,000人くらいいいらしい、家族で来るからね、みんな。それこそ金もない、なけなしの金で来るわけですよ、田畑みな売って。戻りようもないわけですよ。そんな人たちが一週間経って神戸港から40日間ぐらいかかってですね、香港からシンガポールとかあっちのほうを通過して、コロンボケープタウン、ほんで体制を取ってサンパウロまで行くと。さっき言った石川達三のその最初に貰ったその芥川賞取った蒼氓(そうぼう)というのは、最初の一週間分、船に乗るまでしか書いてないんですよ。

その後、いろんな話があったらしくて、2部、3部とプラスして1冊の本になってます。帰って来て1回読み直してみました。そこには山形っていう話は一切なかったけど、猪苗代湖の話とか秋田、青森あとは鹿児島辺りの人たちがいろんな話してね、すごくその方言がね、なんで石川達三さんそんなことわかんのかわかりませんが、彼はやっぱり監督としてついて行ったみたいですよ。青森の言葉、鹿児島の言葉、全部きちっとね、方言でちゃんと書いてありますよ、見ると。こんなふうにして自分たちの山形からもたぶんいっぱい行ってるでしょうから、ほとんど成功せずに終わってしまったんだろうけど。こんな今その二世、三世、四世あたりが逆に日本に来て、群馬県辺りで工場に働いてるっていう形になってるわけです。ある意味そのぜひその記念館、移民センターと鈴木貞次郎みたいな形でですね、研究、研究じゃないけど見てみたいなのと思っております。

先ほど言いましたけど、本当にあの山辺の安達峯井一郎記念館みたいな形でね、ぜひその銅像だけじゃなくてなんかうまくできたらその家なんかもね、所有者がいる、使ってるならしょうがないんですけども、そのへんのところぜひ考えてみる余地はあると思うんですけど、まず教育長どうですか。そこだけお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本 多 諭 君。

1. 教育長(本多諭君)

北小の前の歌碑、句碑っていうがねっす、あの記念碑、これと併せてちょっとそこらへんは私もさっきあの早坂課長、わかりませんでしたので、そのへんもちょっと考えてみて、これから研究したいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 質問者(小玉勇君)

パウリスタって言いましたっけ、コーヒー屋さん行って、確かあのジョン・レノンが座ったとかいう椅子でコーヒーを飲んできたのを覚えて、今の町長さんと一緒にね、特別高いコーヒーだったかどうかわかりませんが、そんな覚えがあります。そこに行ってあの鈴木貞次郎っていう話してもさっぱり通じませんでしたけどもね。店員さんわかんないでしょうけど。ぜひんでも、ほとんどね、大石田の町民知らないんだと思います。だから鈴木貞次郎なんだべっていう感じだと思うから、ぜひ、まあね、畑で働く人そんなもの関係ないって言えば関係ないかもしれませんが、ぜひあの文化を謳うんなら、それだけのことをいろいろこう権高くして、案外大石田は我々以上に世間で認められている可能性はあるんだなっていう意識がしましたので、ぜひそのへんのところも考えて大石田をPRしてってもらいたいと思います。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、6番 小 玉 勇 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時10分再開いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

1. 質問者(今野雅信君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、通告に沿って質問させていただきます。2点あります。

1点目、持続可能なお祭りをということで、①大石田まつり最上川花火大会の持続可能な運営を。②町の宝「ひな人形」を活かした、ひな祭りの活性化を。

2点目です。大石田駅の利便性向上をということで、①駅舎の補修を早急にすべきでは。②Suica(スイカ)が使用できる改札口を要望すべきでは。ということで町長にお答えいただきたいと思います。答弁の後、再質問させていただきます。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「持続可能なお祭りを」についてお答えいたします。

はじめに、「大石田まつり最上川花火大会を持続可能な運営を。」とのご質問にお答えします。

4年ぶりの通常開催となった最上川花火大会は、町商工会をはじめとする関係団体のご尽力により、観客数も約10万人と盛会に開催できましたことに、この場を借りて心より感謝を申し上げます。議員ご承知のとおり、花火の打ち上げ代金は令和元年度と比較し165%となり、花火大会の運営に大きな影響をもたらしております。企業版ふるさと納税を花火大会の財源とするため、企業にとってのメリットを広く周知し寄付金額の拡大に努めるとともに、駐車料金を今年度から千円に引き上げました。今後、決算が確定次第、予算全体を検証したうえで対策を講じてまいります。

次に、「町の宝(ひな人形)を活かしたひな祭りの活性化を。」についてお答えします。令和3年に、これまでの出店者にひな祭り開催のアンケートを行ったところ、ご協力をいただける方は2名ほどのみという結果でありました。さらに展示に際し、家族以外の方に手伝っていただくことにもご理解いただけないのが現状であります。今後のあり方について、所有者を含めた実行委員会において、時間を重ねた討議が必要であると考えております。

次に、「雪国ならではの冬のお祭り開催を。」についてお答えします。学生とコラボレーションしたイベントを、他市町村では任意の団体が開催している事例があります。商工会青年部、ボランティア団体等の町内の様々な団体と意見交換をさせていただき、研究してまいりたいと考えております。

続いて、「駅舎の補修を早急にすべきでは。」とのご質問にお答えいたします。

大石田駅都市施設の町管理部分については、令和3年度に大規模改修を実施し、明るく利用しやすい施設に生まれ変わり、利用者の方々からも好評をいただいているものと認識しております。

しかしながら、その際の大規模改修については施設内部の整備にとどまったため、外壁や屋根にあたる階段部分については改修の手が及んでおりません。

ご存じのとおり、大石田駅都市施設については、町が管理する部分と民間企業が管理する部分とが共存する施設となっております。

外壁や屋根にあたる階段部分については、一体的に整備を図る必要がございますので、今後、

対象企業と調整を図りながら進めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

次に、「Suica が使用できる改札口を要望すべきでは。」とのご質問にお答えいたします。

現在、大石田駅で Suica を利用するには、ネット申し込みしたチケットを Suica に紐づけすることで利用が可能となる Suica 特急券の利用しかできない状況にあります。

JR 東日本では、2023年春から新たに Suica に対応する青森、秋田、岩手の東北3県を皮切りに、順次クラウド対応の新システムに置き換えていく方針を明らかにしております。町としてはこの機会を逃さず、大石田駅を利用するお客様の利便性向上につなげるため、JR 東日本に対し要望してまいります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今年度大石田まつりをどのように総括しているのか。特に、4年ぶりに通常開催された最上川花火大会、昨日も村形議員の質問に答えてらっしゃいましたが、改めてどういう感想をお持ちか、お聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

4年ぶりの開催ということで、本当に成功だったなと思っております。総括については、これから各小委員会の決算及び問題点の洗い出しを行った後に行いたいというふうに思っております。

それにより令和6年度開催に向けた改善点、整理しながら、来年はもっとすばらしいものにできればと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

4年ぶりの開催ということで、かなりの観光客というか、花火を観にいらっしゃったお客さんがいたなというふうに印象受けております。

そんな中で基本的な部分ですが、まつりって誰のためにあるのかということで町長が考える大石田まつり、誰のためにあるのか、そのへんどのようにお考えでしょうか。私はやっぱ第一に町民が楽しめるおまつりでなければいけないのかなと感じているところですが、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この花火大会自体は、大橋の完成と同時に行われた完成を祝う花火大会だということ、あとは、花火自体の慰霊であったり様々な話がありますので、そういったことは含めてやっぱり町民はもちろんでありますけれども、来町する皆様方が本当に楽しんでいただける、そんなまつりなのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野 雅 信 君。

1. 質問者(今野雅信君)

本当にあれだけの10万人という発表ですが、これだけお客さんが来ていただけたら、やっぱりそれなりの大石田町にも経済効果があるのかなと思います。そういった経済効果を今まで推移として把握しているところはあるのでしょうか。そのへんはどうですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

よく観光省あたりで話すこれだけの経済効果があるというふうなものを出せば、すぐ出てくると思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

10万人も来ていけば、かなりの経済効果はあると思います。ただ、その割には町民に還元する効果というのはちょっと少ないのかなというふうを感じる部分もあるわけですが、そのへんはどのようにお感じでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

よく屋台のお店は、本当にすごく大繁盛しているというようなことでありますけども、維新祭などでは、町内の方がお店を出して販売し売上げをもらうというような形というのが固定していますけども、昔からあったやっぱり大石田まつりの屋台というものは、それを目指してくるお客さんもたくさんいますし、加えてやっぱり町内の方々が可能であれば経済効果あるようなことができればなどは思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そういった中、今年度は駐車場代を千円にアップしたということで、まだこれから精査されるわけで、決算的な部分なかなかまだ出てきていないとは思いますが、そうやって駐車場とかいろんなもののベースアップされてると思います。ただ、そのベースアップにも追いつかないぐらい、先ほどの答弁にもありましたけど、花火の料金が165%アップ、また人件費とかも令和元年の警備の費用と比べますと、予算ベースですけど2倍ぐらいの人件費となっております。そういったものがもう追いつかないような状態になって来てると思うわけですが、そういった面を考えて今後どういった対応が必要だと考えますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

決算関係はこれからすべてが出てから話になるかと思いますが、実際165%、1.65倍、165%アップじゃなくて165%になったということでもありますけれども、支払った額というのもやっぱり4年前よりも額は多いんですけども、花火の数は残念ながら少なかったということでもありますけれども、これをあの時間、たとえば同じように、同じような時間でするのではなくて、様々な形でどうしても集まらないのであれば、それなりに時間を短縮しながら進めるとか、そういった形でしなければいけないのかなとは思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

見合ったような花火大会にしていくしかないのかなというふうに思います。ただ、やっぱり来てくれているお客さん、町民が満足する花火大会にしていくために、持続可能なおまつりを目指していくべきだと思います。そんな中で昨年度からの繰り越し760万円がありまして、まつり委員会では3年間で消費していくという説明がありましたが、まだ決算出てないということですが、本年度どこにどれくらいかかったか、今の段階でありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

大変申し訳ありません。各小委員会のほうに決算のほうお願いして、今もまとめていただいている状況です。ただ、現在私の手元のほうでわかるものについて、花火代につきましては1,800万かかっております。先ほど言った金額よりは、予算よりはちょっとオーバーしているというのが現状の決算になってます。今現在わかるのは花火代のみとなっております。申し訳ございません。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

おそらく花火高騰してるので、そこに使われるのかなというふうには思いますが、やっぱりまだまだ今後も値段高くなっていくのかなというふうに、安くはなっていないんじゃないかなというふうに思います。そんな中で先ほども答弁にありましており、企業版ふるさと納税などで、そういった財源がすごく助かってるということで、今後も力を入れていきたいというふうに答弁がありました。そんな中でそういった企業版ふるさと納税やふるさと納税など、そういった財源をうまく活用していく必要が今後あるのかなと思います。そのへんどのように町長は考えていますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

答弁、重ね重ねになるかと思いますが、企業にとって本当にこう有利、企業の考え方一つなんですけども、宣伝広告費で出せばいいんだとかそういった経費も使わなきゃいけないというふうな会社もございまして、そのへんはもちろん転用はしますけれども、その対応はやっぱり相手側の対応になるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひ、トップセールスでそういった企業からの寄附だったり、また、周りの人を巻き込んで町長だけのトップセールスだけでなく、町民みんながセールスできるような体制を構築して、企業にお願いできるような体制ができればいいのかなと思います。ぜひともそのへん検討していただければと思います。

また現在、大石田まつり委員会として100名の方が関わっております。ただ、毎年同じ人が運営に関わっています。それは各団体の役員が改選がなく、毎年同じメンバーで集まっているために、まつり委員会に招集されるメンバーも自ずと同じ人になってきています。そんな中、委員の中には

毎年交通整理や駐車場に関わって、すごく負担に感じているという方もいらっしゃいました。そんな中、自分でお金を払ってシルバーを雇ってこう自分の代わりにやっていただいているという方もいらっしゃいます。ほういった体制では、こう組織としてなかなか今後続いていかないんじゃないかなというふうに考えるわけですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのまつり委員会に約100名、その他に当日スタッフはもう消防団団長はじめ110名であったり、職員100名ほぼほぼ全員が出ている。あとは交通安全協会をはじめ様々な方々からご協力いただきながら、開催しているというのが実情であります。よそと比べるわけじゃないんですけども、やっぱり町職員が出てやってるというのはなかなかないのかなと思いますし、この形を持っていかないと進んでいかないというのも実際のところでもありますので、まつり委員会の組織自体もやっぱりしっかりとお願いしないと、隅々まできめ細かな対応ができないというのも実質でありますので、そのへんはあの減らせる部分というものは減らしながら、あるいは委員の方からやっぱり当日スタッフとして出いただくというのも、やっぱりその委員の方が先ほど言った、誰かに代えてやってもらっているということもあるんですけども、たとえば、私がのほほんどと花火を観ていたというわけにも実情です、そのへんはご理解いただきたいなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

一番は安全面を配慮したりすることが、まつりのイベントを主催している側の責任だとは思いますが、ただやっぱり、年々配置しなきゃいけない場所が増え、いろんなことに配慮しなきゃいけないところが増え、やっぱり人員がどんどん足りなくなってきました。そんな中で、やっぱりできるところ、できないところを区別して配置をちゃんと見直していかないと、今後続けていけなくなってしまうのではないかなと危惧するところでもあります。昔は職員の方も半数の方が、半数、半数で分けてやってたというふうに伺っております。それも、課長さんたちのお話を聞くと、自分たちがもう若いころで、その時代を知っている人はいないというお話でした。そういったようにやっぱり年々人がいるようになってきているところある中、もう少しこういう整理したり、たとえば、広域で各隣の市町村の職員さんと交換条件を付けて、隣の市のおまつりには職員が手伝いに行くから、大石田のまつりのときには職員さんを何名か配置してほしいというような、そういった連携も今後必要じゃないかなと思うわけですけど、そのへんはどうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

隣のそういうこともいいかとも思いますけれども、これだけ総出でやってるというのはたぶん大石田のみかだと思います。どこのあのまつりも、近隣のまつり、職員がこれだけ出ているのはいです。そのへんも含めて検討する価値はあると思いますけれども、職員なんか、外部なのか、そのへんはこれから検討しなければなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

また、その人員が不足する要因の一つとして、16日にやるのがすごく多すぎるんじゃないかなというふうに思います。たとえば川供養、昔は灯籠をたぶん花火大会のときに流していた関連もあって8月16日にやっていたのかなと推察するんですが、別に8月16日である必要がなければ、たとえば雨が深い時期、地鎮の意味も込めて供養するわけですので、そういった意味合いを持たせた日に変更するなんていうのもありじゃないかなと思うわけですけど、そのへんはどう考えますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの川供養に関しては、あの残念ながら最上川で亡くなった方とか、そういった霊を慰めるというふうな形の供養でありますので、どの日がいいかというのは、その日が決して3時からやる川供養が違う日にしたからといってなかなか、一気にやってしまえという考えなのか、あとバラバラ何回も何回も区長さんにも来てもらうとかになってしまうのか、そのへんは研究したいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

神輿なんかもやっぱり花火の真下で担ぎたいという気持ちもありますので、そのへんはいろいろ、そういったところで人員を割かなきゃいけないところもあると思うんですけど、やっぱりそういった日にちをこう変えて負担が減るのであれば、そういったことも検討していったらどうかと思います。

また今回、私、小委員会が神輿の小委員会ということで成人神輿の担当しました。で、成人神輿の誘導をしたわけですけど、誘導して初めてだったんですけど気づいたんですが、本当に保護者、おじいちゃん、おばあちゃんまで全部成人神輿を取り囲んで大移動してるわけです。そんな中であるのであれば、保護者またそういった方に協力、誘導の協力依頼をしてボランティアしていただくという手もあるんじゃないかなと思います。写真撮ったり、ビデオ撮ったりお忙しいのはわかるんですけど、そういった協力を仰いでいくということも今後できるんじゃないかなと思いますけど、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

小委員会のほうでやっぱりそのへんは検討していただければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

小委員会のほうでもそういった発言をしていきたいと思います。

また、今回あの維新祭に来ていただいた団体さんが、ぜひ花火も観ていきたいということで、すごくあのこう興味を持っていただいて花火大会まで連泊していただきました。そんな中、なかなか大石田町ってこう宿泊施設がない、そういった部分があります。なかなかこう団体で泊まれるところも限られているわけで、また、8月15、16は本当に職員の方も忙しいのでなかなかそのクロスカルチャープラザとか、たとえば民間でいきますとふたば児童センターなんかも団体で泊まれるんですけど、職員が対応できないというようなことで、本当に大石田町泊まれるところが少ないなというふうに感じております。そんな中、町長は大人数が泊まれるかわかりませんが体験移住なんかも考えているわけです。そういったこう宿泊施設をこう今後つくってというか、PR というか、紹介していく

という考えはあるのかどうか、お聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

実際、民間でするもの、あとは行政でするもの、かなり色分けはしなきゃいけないとは思いますが、今の現状、なかなか新たな宿泊場所ができないというのは、常々やっぱり今の状況以外、突発的なではないですけども、そういった大きなイベント以外にはなかなか利用者が少ないということでもありますので、そのへんはやっぱり常々、交流人口、関係人口を増やすそういった手立てをしながら考えられればなと思っていますところでもあります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そうですね、なかなか泊まれるところというのは難しい問題であって、本当に隣の市町村にお願いしてもそこでも受け入れていただけないような状態もあります。そういったことを今後、研究してぜひとも大石田町に本当に泊まらせていただいて、そこでこう朝だんご屋に行って、昼そば食べて帰って行ったなんていうふうになるような、そういった一連の大石田町で楽しんでもいただけるような環境にさせていただきたいなと思います。

続きまして、ひな人形のお話です。町の文化財であるひな人形を活用したひなまつりも、コロナ禍ということで数年開かれてないという現状であります。コロナ禍以外にも答弁にもありましたとおり、こうなかなか出展する町の人たちのこう気力も薄れているのかなというふうに感じております。答弁にアンケートというふうに出ていましたが、アンケートのほう、何名に送付して回答が返ってきたのか、できるといったのが2名ということでしたけど、どういった状況なのか、アンケートの結果わかりましたら教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

産業振興課長 遠藤秀樹君。

1. 産業振興課長(遠藤秀樹君)

7名ほどの方にお願ひして、その集約したものを私のほうで見て、先ほどの答弁のほうに代えさせていただきますところでございます。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ひな人形は個人の持ち物であることから、なかなか町でも協力することに限りがあるのかなというふうに感じております。でも、何もしなければこのままこうひな人形を紛失しかねないのかなというふうにも危惧しているところでもあります。本来であればやっぱりちゃんとした管理、ちゃんとした施設でこう保管していくことが必要なのかなと思いますけど、町としてはどういうふうに考えていますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今、個人で持っている所有物はやっぱり個人のものでありますので、それを町がどうのこうのという口を出すような問題ではありません。もちろんあのそういったひなまつりにおけるそういった自分で

きない方々、どうするんだというふうなさらなるやっぱりアンケートなども取りながら、どうしてもあの家ではもう飾ることもできないし町で保管していただくんなら譲るよというようなことがあれば、歴史民俗資料館などで保管できるのかなとは個人的に思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そうですね、なかなかやっぱ個人の所有ということで、町がこう積極的にくれとか言えるような問題でもないとは思いますが、やっぱりなかなかもう出すのも、ひな人形をもう出すことももう大変だっという中で、やっぱりもう今後こうお披露目のないまま埋もれてしまうんじゃないかなという危惧もありますし、おそらくひな人形を持ってる世帯というのは高齢の世帯なのかなと思います。今後、二世、三世がそういったひな人形を展示、展示まで行かなくてもこう出すことが、今後できなくなってしまうんじゃないかかなというふうにやっぱり思うわけです。なかなかこう積極的にこう寄附を募るなんていうこともできないとは思いますが、やっぱりひな人形というのは、舟運のその舟運で栄えた文化の象徴でもありますし、そういったものをやっぱり大石田町としてなくしていくわけにはいかないんじゃないかなと思います。町としてどうこうっていうのはなかなか言いづらいでしょうけど、そういった文化をなくさないために、どういったことがこう町としてできるのかを考えてもらってやっていただければと思います。どうするとは言えないでしょうけど、そのへんどう思いますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

大石田のひなまつりはお雛見ということで、所有者が豪華絢爛なひな人形をどうぞ見てくださいというようなことで始まった雛見です。それをあの町が主体となって開催した時期もありましたが、なかなかそういったことができないということで、実行委員会体制でやって、今至ってるわけでありまして、それもまた形もしっかりと変えないといけない状況に今なってるのかなと思いますので、資料館でいっぺんに全部出す、出せるものは出すとか様々なことをこれから考えなければいけないのかなとは思っております。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひ、そういった企画をこう考えていただいて、やった中で、今後大変ながらも町さ管理頼むはみだいな流れになんのが一番理想なのかなと思います。ぜひともそういった面でいろいろ所有者とこう協議を重ねていただければと思います。

続きまして、雪国ならではの冬のおまつりをということで、大石田町は本当に豪雪地帯で、最近では春の春節の時期にはすごいインバウンドのお客さんが駅で溢れかえっています。そんな中で現在、雪灯籠街道というイベントを運営しているわけですが、こちら各ご家庭で雪像を作ろうそくを灯してください。また、企画としてはその雪像の写真を撮ってコンテストを開いているというような状況かと思えます。ただやっぱりこうなかなか個人にお任せして雪像を依頼していても決まった人しか作らない。また、こうなかなかこう浸透してないのかなというところも感じます。そんな中で山大生が毎年来ていろんな提案をさせていただいております。そういった山大生をこう巻き込んでぜひとも大石田らしい雪まつりができればと考えるわけですが、そのへんどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

イベントとしての在り方かと思えますけれども、巻き込むということは本当に大事だと思います。あと、町主体、やっぱりまつりをやるというのかなり花火大会もそうなんですけども、かなり無理が今正直ありますので、そのへんは民間の方々であったり、はい、商工会青年部であったり、観光協会であったりが主体となって、町がお手伝いするというような形が取れば、本当はあのスムーズに行くのかなと思います。駅前であれば駅前の方たちがやるから商工会青年部さん、観光協会の皆さん手伝ってよみたいいな形というものをできればいいのかなとは思っています。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そうですね、なかなか町が運営するというのは難しいのかなというふうに私も思います。ただ、やっぱりそういった巻き込みをしていくということも大切なわけで、そういった山大生が来ているこういったことに商工会青年部なんかを呼ぶとか、そういった展開もできるのかなと思います。そうしてやっぱり一番は、子どもたちが雪を楽しんでいるように感じようようにしていかなきゃいけないのかなと思います。私たち小さい頃は本当に雪と親しんでいた子ども時代だなと思いますけど、今の子どもたちはたぶん外にも出ない、雪かきもしたことないという子が本当に多いんじゃないかなと思います。雪で遊ぶ方法を知ってんのかなというふうに本当に疑問に思うほど、そんな中、昔でいざますと、雪まつりといえば馬車が、雪馬車走ったり、雪積み大会とか、雪の中の宝探しなんていうのもありました。そういった雪の楽しみをこう子どもたちに体験させるということが本当に必要だなと思えますけど、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのすばらしいことだと思いますし、やらなきゃいけないやっぱり雪国ならではの楽しみ方、あと雪国で育ったからできた経験というものは、将来にも本当につながることでありますので、それをどういった形でやるかというのはやっぱり民間も含めてやらないと、町主導で町だけがということではなかなか難しいのかなと思いますので、そのへんは検討してく課題なのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

答弁は求めてないんですが、教育長も何かもしその子どもたちの雪に対する想いがありましたらお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

あの以前は、小山スキーでスキー大会、里山でスキー大会やってたわけなんですけども、ここ町のスキー大会もなくなりました。小学校のね。これはいろんな経緯があつてそういうふうになってきたわけなんですけども、ただ、今あの子どもたちの雪体験ということでは確かに減ってるとは思いますが、それ以外にできる、するものがいっぱいになってきたというこういう社会状況もあるかと思いま

すが、ただ、トムソーヤの冒険というのを今町のほうでもやっております。社会教育が中心となって、参加人数は今年で親子も含めてですね、20ぐらいですね。少ないと言えば少ないんですけども、そういった形でこう巻き込んでいく授業はやっておりますので、さっき町長からあつたとおり、もっと大きな町全体での巻き込みとなると、またここが検討が必要なのかなと思いますが、所々ではやっております。雪玉投げたりですね、あのスノーチューブで転んできたり、あとはスノーモービルに体験したり、あとは雪上かるたをしたりですね、いろんなところをやっておりますので、それをもっと子どもたちに広めて参加を増やしたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

雪、本当に多いわけで、それを活用しない手はないわけですが、昔は駅前にも建設協会とかライオンズさんが雪像を作っていたのかなというふうに思うわけですが、やっぱり大石田は大石田駅は町の玄関、そういったところに今お客さんが観光客いっぱいいるという中で、あそこを活用しない手はないのかなと思います。ぜひともそういった団体に働きをかけて、ぜひ大石田駅前にこうインスタ映えする雪像なんかあってもいいのかなと思いますけど、そのへん町長どう思いますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

私もあの就任以来、大石田駅にアイスバーではないんですけども、大きなかまくらでも作っておくといいのかなと常々思ってますけれども、安全性とかもあります。あと、作るタイミングがあって、大石田は毎日、毎日、春節の辺り最高に降るあたり、一晩で形もなくなるとかそういったこともありますので、巨大雪だるまだったら形がそのまま残るのかなとかも常々考えているんですけども、そのへんあのよくよく本当によく台湾の方々、インバウンドの方々、雪が汚くなっても本当に雪を珍しがって楽しんでいるようでありますので、どういったところにどういった雪の雪像なのか、雪で遊ぶスペースなのかそういったことも考えられればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひ、そういったことも検討していただければと思います。各地で4年ぶりというフレーズでいろいろなおまつりがこう開催されています。そんな中でやっぱり参加している町民や市民、都民などを見ていると、本当に心待ちにしていたんだなというふうに実感しています。まつりは人の心を本当に豊かにする大切な行事だと思います。町民が愛するおまつりと持続可能なおまつりを続けていくためにも、今後ともいろいろと皆さんと協議しながら進めていただければと思います。

最後に何かありましたら、お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

繰り返しになりますけれども、やっぱり町、行政単独というのがなかなか厳しい部分がありますので、民間の団体あるいは様々な団体と一緒に進められればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

それでは、2点目の項目に移ります。大石田駅の利便性向上をということで答弁にもありましたが、令和3年から工事が入り、令和4年の4月9日ですかね、リニューアルオープンしてトイレをはじめ、内装がすごくきれいになって使いやすくなったということで、お客様から本当に使い勝手が良くなったというふうに伺っております。ただ、そんな中でもやっぱり答弁にもありましたとおり、外装の部分、特に駅舎の階段部分にはこう隙間にパテを埋めていたようなところが大きな隙間になっていたり、モニュメントのレンガがひび割れを起こして下に落下しているという個所も見受けられました。先ほども申しましたが、大石田町の玄関、顔である大石田駅です。ここはやっぱりしっかり予算化して維持工事していくべき考えるわけですが、どのように考えるかお聞かせください。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

当初予算を組み段階で、大石田の駐車場のこう利便性、使い勝手が悪いというような前々からのお話もありました。今回あの、今回というか昨年度リニューアルオープンしたわけですけども、その前がちょっとこうダメじゃないかということで、すぐにはちょっとできないんですけども、来年度、これからあの研究しながら、様々な意見いただきながら、主だった形というのをまずは自分たちで考えながら、その後にはコンサルなのか何なのかちょっとわからないんですけども、計画的に進めていければなど内部でも話しているところであります。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

7月の末にあのムエタイのイベントがありまして、町も協力していただき、町長もご来賓として来られていたわけですが、そのイベントをしている方に、「こんなすばらしいこう環境の場所なかなかないね。」というふうにお褒めの言葉をいただきました。「何かもっとイベントやったら。」というふうに話もいただいたわけですが、やっぱりあそこを活用しているのがなかなかなく、メインと言っているんだか、悪い、わかんないんですけど、維新祭で活用させていただいてるわけですが、あんな観覧の場所がある、しかも駅前広場のそのこう広く活用できる場所があつて何もしてないのはもったいないんじゃないかという声をいただきました。そのとおりだなと思いました。でも、そんな中でそういった階段状のところを子どもが昇ったりするわけですが、隙間があつたり、レンガが落ちてきたりということもなかなかないとは思うんですけど、そういったところの安全面は早急にやっぱり直していかなきゃいけないのかなと思います。そのへん予算もあることなのでなかなか早急にとはいかないのかもしれないですけど、優先順位をやっぱり人のケガしないところという優先が一番だと思いますので、そのへんを考えていただければと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの答弁でもお話したとおり、あの JR との兼ね合いもありますので、そのへんは相談しながら進められればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

ぜひともそのへんの協議も進めていただければと思います。

また、Suica の件ですが、海外からや都心から来るお客さんが多い大石田駅。本当に山形新幹線の沿線上でもたぶん本当にトップ3に入るぐらいの利用があるんじゃないかなというふうに思っております。そんな中でやっぱりいろんなところから来るお客さんの利便性をこう上げるためにも Suica の改札活用できるようにしていくべきだと思います。今はその特急券の Suica は使えるということでしたが、普通にやっぱり都心でも携帯やカードで改札を抜けてる人がほとんどです。そういった中で今回そういった期に要望していくということですので、ぜひともそういったことが要望が通るように働きかけをしていただきたいと思います。そんな中でやっぱり隣の尾花沢市長や関係機関と協力して、強烈なこう要望をしていただきたいと思いますと思うわけですが、どのように考えていますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

前々からあのスイカの名産地である大石田、尾花沢で Suica がないというのはどうなんだということとはあの常々お話しております。歴代の駅長さんもそうですけども、今回あの村山まで Suica が利用可能になったというふうな報道も受けまして、さっそく新庄の駅長にもお話をしました。やっぱり無人駅にも全部付けなきゃいけないというような、やっぱりこれも大変な部分もあるんですけども、今使える部分というのがちょっと限られてるというようなことで、そのへんはもちろんあの新庄と一緒にあって、かえって新庄駅のほうが大石田のほうが早いんじゃないかというようなイメージのやっぱり利用客の数からいったらそうですし、あとはやっぱり子どもたちの通学なども Suica あったほうがずーっと楽なのかなと思いますので、そのへんは折を見て要望しながら進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そうですね、通学でもやっぱり定期券をこう Suica で買えないっていうふうに聞いています。そういったことも利便性上がるわけですので、ぜひともそういったことが早期に実現するようにしていただければと思います。

先ほどのちょっと話にもありましたけど、キックボクシングのイベントのときに、スイカの振る舞いを駅前の広場でやったわけですけど、そこに観光客の方がいらっやいまして、私スイカを渡しながら「どこから来たんですか。」というふうに伺ったら、東京のほうからで、いろいろお話を聞いたら今流行りの旅行の、旅行会社で企画しているガチャガチャを回してボールがポーンと落ちて、そこで出た駅が大石田駅だったということで大石田駅に来たんですというお話でした。ただ、降りたのは村山駅で行くのは戸沢の肘折温泉というお話でした。「どうしてですか。」って聞いたら、やっぱり村山駅だとレンタカーを借りられる、で、借りてそのまま戸沢に行くつもりだったんですけど、どうしてもガチャガチャで出た大石田駅を見てみたいということで来ていただいたそうです。そういった経緯もあっていろいろお話をしたんです。で、スイカなんと旨かったんでどこで買えるんですかなんていうお話もしながらあったわけですけど、やっぱりそうやってこうせっかく大石田駅というくじを引き当てても隣の市で下車されてしまうという、こういった状況があるというのは、やっぱり交通の便、なかなかこうレンタカー屋さんには民間の会社ですので、なかなかこう誘致なんか難しいのかもしれないですけど、そういった交通のアクセスもやっぱり大石田駅って不便なのかなというふうに

感じております。せっかく銀山温泉もあるのに、そういったこう移動手段がバスやタクシーしかないというような現状で、そういった面でも今後改善が必要なのかなと思います。そんな中でレンタカーは無理としても、今レンタサイクルあのやってるわけですけど、やっぱ坂の多い大石田町です。電動アシストがあったほうが使い勝手いいんじゃないかなとか、あと今話題になっているキックボードなんかも検討できるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

個人的にはすごくキックボードっていうのは魅力的だなと思っております。大石田に降りる人よくんでもコロコロ持ったまま、そのまんま歩いてる人が多いんで、あのロッカーもあるんですけども、なかなかコロコロ持ったまま下のほうまで行っているというふうなことがありますので、そのへんも一体的に考えながら進められればなと思います。キックボードでワンワン、ワンワンこう人がいるっていうのもすごくおもしろい町の形なのかなと思いますので、ぜひともあの、民間でちょっとやりたいというような方もいらっしゃると思いますので、そのへんも含めて進められればなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

2番 今野雅信君。

1. 質問者(今野雅信君)

そういった移動手段があれば、こう大石田町にこう散策してくれる人も増えるのかなというふうに思います。確かにあの遠くからいらっしゃるお客さんが多いので、大きなトランクルームなんかを持っての方が多いですけど、こう冬場なんかはこう預かり場、あの荷物預かりなんかもやっているわけで、そういったことも今後 PR して大石田町を散策してくれるような手立てなんかも考えていくべきかなと思います。なかなかこうキックボードはこうどのようになるのかなと私も期待はしてるんですが、なかなかこう環境がまだ整ってないのかなというところもありますし、んでもそういった大石田町ではキックボードで移動できるんだよなんてなれば、それも観光の一つの PR になってくると思います。そういった面でそういった民間の人がやりたいという方もいらっしゃるということなので、そういったことの連携なんかもしていければいいのかなと思います。ぜひともこう大石田駅の利便性を上げて、観光客や町民が満足する駅にしていっていただきたいと思いますので、今後ともいろいろな検討をお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、2番 今野雅信君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午後 12 時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

それでは、通告に沿って質問させていただきます。

まず、資料の1番をご覧ください。当町では町内の消火栓付近に設置されている消火ホース、及び格納箱等の購入費が地区負担となっております。写真のですね、下のほうの消火栓、消火栓につきましては行政で負担とのことですが、備品扱いとなる格納箱、スタンド、設置枠等の費用は、町内会費等の地区負担となっております。町では費用の2分の1を補助しておりますが、今後、地区の町内会費から捻出は厳しいとの声が上がっております。一例をご紹介しますので資料の2番をご覧ください。最近ですね、消火栓設備の交換、修繕が必要になり、実際に費用の負担をした地区の書類でございます。消火栓備品購入に際して大石田町消火栓備品購入費補助金交付要綱に基づき補助はされておりますが、事業費総額、一番下のほうでございますけれども、11万円補助額は5万4,000円、地区負担額5万6,000円となっております。内容としましては、消火栓ホース格納箱1個1万6,500円、補助額8,000円、消火栓ホース2本で5万600円、補助額2万5,000円。格納箱設置スタンド1台4万2,900円、補助額2万1,000円でございます。コンクリート台の修繕は今回入っておりませんが、こういったあの消火栓の下に、ホース、格納箱の下にコンクリートの土台が付く場合もあるんですが、コンクリートの土台が含まれた場合は総額で15、6万になるようです。地区負担額は7万から8万の予測がつきます。今後、人口減少の推移からも各地区で、さらに町内会費が集まりにくいことが予想されます。近隣の尾花沢市では市の負担で行っていると聞いております。命と安全に関わることから、消火ホース及び格納箱、設置枠等の修繕、交換が必要になった場合は、全額町の負担で行っていく必要があると考えますが、町としてのお考えをご答弁いただきたく思います。よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

「消火栓備品購入費の地区負担解消を」とのご質問にお答えいたします。

町内に設置している消火栓については、住民の初期消火用にそのほとんどに格納箱が設置されております。また、消火栓を新たに設置する場合は、格納箱を含む基本物品を町が設置し、平成23年度までは管理・更新に係る費用については、地区にご負担をいただいております。

町では、地区自主防災組織への支援として、平成24年度から消火栓にかかる物品購入額の2分の1を上限として補助を実施するとともに、購入の代行などを行っております。

しかしながら、法令において消火栓等の推理に関する定めはあるものの、格納箱等備品については設置が義務化がされていないため、消火栓のみを設置している自治体もあるのが現状であります。

議員おっしゃられるように世帯数が減少した場合、地区負担が増加することが予想されることは認識しております。

消火栓備品購入費の地区負担については、備品購入額の2分の1補助を続け、地区自主防災組織を支援していくとともに、今後の地区負担を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

それでは、再質問させていただきます。

答弁の中にもありましたけども、法令によって消火栓周りの備品については、義務化されていないとのことですが、大石田町でもですね、消火栓備品であるホースや格納箱を設置するに至った経緯、それからですね、消防署が大石田町にはなかったということもあり、格納箱等の備品は地区負担になったそういった経緯もあると思うんですけども、その格納箱と備品は地区で負担するようになったときにですね、何かその約束事が明記されてるような書類、または覚書等は存在するのでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

それでは、覚書等についてということでございますが、覚書等についての存在については確認してございません。ただ、歴代、歴代と言いますか、せんだつのほうから確認されている状況ですと、消火栓自体につきましては、当時消防団また、地区の要望を先達の受けて設置を進めていたということで伺ってございます。その際、初期消火の物品としまして、町で整備させていただいたものについては格納箱、備品を入れる格納箱、また消火用のホース2本、管槍、また消火栓のハンドル、こちらというふうに基本物品として伺ってございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そういったですね、約束事がこう明記されてるような書類とか覚書はないということなんですけども、もし今後ですね、そういったものが、今後、今2分の1補助ですけども全額補助というふうな形にもしなるとすれば、そういったところの調整も必要になってくるのかなというふうに思っております。

令和2年の大石田町人口ビジョンによりますと、2分の1補助が始まった平成24年に一番近い平成22年、2010年の人口ですね、8,160人ということで確認してまいりました。令和5年2023年の現在は約6,200人となっております。約2,000人ほど補助金導入当時より人口が減っております。そして、今後の推計でございますが、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、令和7年度2025年には5,790人、そして令和22年度2040年には3,827人という推計でございます。人口の減少によって町内会費が集まらなくなっている。また、集まらなくなっていくことは人口推移のデータからも予測することができます。堤防の拡幅等の事業があることも踏まえれば加速傾向になる恐れもあると思っております。ここ何年かコロナの影響で地区の行事もあまりなく、たまたま出費で来たけれども、今後は難しいとの声も実際には上がっておりますので、早急に対応したほうが良いのではないかと考えております。具体的な方法なんですけれども資料の3番をご覧ください。資料の3番はですね、大石田町消火栓備品購入費補助金交付要綱でございますけれども、この要綱はですね、消火栓備品を地区で負担することが前提で存在している要項でございますので、そもそもこの要綱がなくてもよい、消火栓及び備品は町で負担するということになれば一番問題ないのかと思っておりますが、この要綱をですね、利用したまま地区負担解消を考えていくのであれば、この第4条のところをなんですけども、第4条ですね、この条例の。第4条のところなんです

ね、「補助金雄額は、事業の実施に要した費用の2分の1以下とし、1,000円未満の額が生じた場合はこれを切り捨てるものとする」という条文があるんですけども、ここの2分の1以下、2分の1以下というところをですね、これを全額に直して以下は削除するということも考えられるかと思えます。答弁の中で、今後地区負担を注視しながら検討してまいりたいとありましたけれども、地区負担解消に向けて今現在ですね、町として具体的な方法など考えてることがあればお答えいただきたく思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの答弁でもお話したとおり、自主防災組織の支援などなど、様々な形で考えられるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

それではですね、次、資料の4番ご覧ください。こちらの資料ですね、消火栓のですね、地区別の数、まちづくり推進課さんにいただいた資料をですね、参考にして作っておりますけれども、地区別の消火栓の数の一覧でございます。地区名と数が載っております。

そもそもですね、この消火栓備品購入費の地区負担という今あの仕組みなんですけども、ある意味不公平な仕組みでもありましてですね、地区ごとに管理すべき消火栓の数が違います。たとえばですね、わかりやすいところではいきますと、真ん中の行の一番上本町がですね、にある消火栓の数1か所になってるんですけども、その下の愛宕町は7か所というふうになっておりますし、一番最後ですね、次年度に関しては12か所あるということになっておりまして、地区での負担の数が違うこととなります。人口がですね、その中でも著しく減っている地区などもありますし、たとえばですけども、修繕、交換の必要があるんだけど、明らかにあるんだけど、もう地区ではどうしてもこれ以上は無理であって負担できないというような状況が発生した場合ですね、どのような対応になるでしょうか。次年度まで待ってもらおうとかそういった感じになるでしょうか。よろしくお願ひします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

議員おっしゃられる資料については、私どものほうでも把握してございます。町内の地区ごとに申し上げますと、やはり議員おっしゃられるように少ない地区では地区内に1基、また多い地区では13基の消火栓を抱えているのが現状でございます。これを地区の世帯別に見ていくと、大体おおよそ5世帯、5戸以下で1か所の消火栓を設置されてるような地区がおおよそ3地区、また10戸以上で1基の消火栓などがある程度配置されている、こういったところにつきましては約20地区ということで、町内で見ますと現在のところ9戸で1か所の消火栓が設置されている状況になってございます。これらにつきましては地区で負担できない場合ということは、当然戸数または費用の掛かる話でございますので、地区として地区内で相談されているものと考えてございます。そもそも消火栓の格納機材につきましては、やはり先ほど町長の答弁にもあったとおり、法令等で定めが

ないということで、その内容についても明記されている部分がございます。こちらにつきましては地区の中で相談をいただくのがまずは先決かと考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そうですね、法令等にはあの義務として載っておりませんが、あのそうですね、たとえばホース、耐用年数もあると思います。10年、一般的には10年かなと思ってますけども、ホース実際にもうその初期消火で使おうかと思っても使えないような状況だったり、格納箱もですね、本当に明らかにもう破損してるというような状況がある、もう使用できないという状況があったとして、それでもあの地区です、もちろん相談はしますけれども、地区で相談したうえでもうやっぱり負担はできないと、2分の1補助出たとしても町内会費からの捻出はもう難しいという状況になったときは、もうそこはもうその消火栓だけになってしまうというような状況もあるということでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

現在の状況において地区の取捨選択によってそこにボックス等を設けないということに決定されれば、そういうこともあり得ると考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

あのそうですね、もう地区で負担が今できなければそういうふうに、あのちょっと資料戻しますけども、この消火栓の消火栓だけがあって上には、近くにはですね、ホースそれから格納箱がないような状況もうあり得てくるのかなというふうに思ってます。

ちょっと次年度地区のちょっと状況ですね、お話したいと思ってるんですけど、資料の5番お願いします。

資料の5番にですね、写真6枚載っているんですけども、これ全部ですね、次年度地区の消火栓の様子、それから格納箱の様子なんですけれども、次年度以外の地区はですね、割とあのどの地区もですね、付近には必ずこのホース格納箱っていうのが見当たるといふか、あったんですけども、次年度のその消火栓をですね、見に行ったときに私もちょっと驚いたんですけども、見当たらなかったんですね、箱が、付近にですね。私もちょっと気になりましてあの役場のほうに電話して聞いたりですね、次年度の地区の方にもあの実際聞いたんですけども、次年度地区ではですね、消火栓の周り付近にある小屋とかですね、建物の壁に付けてあったりとか、写真の4番、資料5の写真の4番に関しては、これはあの地蔵堂ですね。地蔵堂の中にホースが入ってるというような状況もありました。あの次年度地区のほうでは地区で相談してこういうふうに来てきたんだよということでお聞きしておりますけれども、問題がある場所というところですね、この写真の6番のところなんですけども、写真の6番ですね、資料5の写真の6なんですけども、このこの消火栓に関してはですね、周りですね、どこをどう探しても小屋にも近くの小屋にも付いてないし、全く見つからなかったんですね、ホースの箱がですね。で、私はあの次年度の地区の方にこの消火栓のホースは一体どこにあるんでしょうかと聞いてみましたところですね、300m先にありますという話だったんですね。まさにですね、次年度地区というところは初期消火が本当に大事になるところかなと思ってます。いざ、その初期消火をしなきゃいけない地区の方で初期消火をしなきゃいけないとな

ったときに、300m先まで先まで走って300m戻ってきてやっと思えるというような状況もあるんですね。こういった状況ももう実際こう発生しております、こういう初期消火がもうできない状況と、あの見ることもできるかと思うんですね。こういう状況があるということを町としては今どういうふうにか認識してらっしゃいますか。もうこれは致し方がない、なんとかしなきゃいけないというようなこうどういった認識なのかをお伺いできればと思います。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

町としての認識ということですが、町としましてはこちら消火栓の備品に関して、先ほど議員おっしゃられたように、24年度から町では2分の1を補助している。地区負担が前提のような要綱だということで発言があったところです。こちら、まず消火栓の備品につきましては、当初に設置に関しては町のほうで支援していたのが事実でございます。その後の管理については地区負担ですというのが当時設置の条件だったと伺ってございます。それをふまえてのこの要綱の設置で、町としては平成の24年から各地区の消火栓備品の更新を支援してきた背景がございます。

町としてということで、先ほど次年度子地区のように消火栓の備品が一切ない、近くの消火栓備品を置いているところにつきましては、300mぐらい離れているということでお話あったわけですが、確かに議員おっしゃられるように300mと言いますと、その資機材を持ってきて消火に当たるためには相当数の時間が必要かと思えます。ただ、その分の備品をすべてそろえたとすると、町としましても財政的な負担がかなり出てくる話でございますので、現在のところは2分の1の補助で対応させていただきたいということで考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

財政的な負担ということであの話あったと思うんですけども、あのじゃ予算についてなんですけれどもですね、これ毎年ですね、3か所から5か所ぐらいと、大体最近ですと修繕、交換の箇所といいますと各年度ですね、3か所から5か所ぐらいということで聞いております。今年度のこの2分の1補助ですね、2分の1補助の事業費はですね、34万7,000円とお伺いしております。2分の1補助の事業費34万7,000円ですね、年間。たとえばこの2倍の額69万4,000円を予算化してしまえば、していればですね、今年度は全額町の負担でできたわけなんです。この今年もですね、あの先の補正予算でありましたけども1億8,000万基金に繰入れますということでありましたけども、その予算をですね、基金に繰入れる前にこれぐらいの額であればもう予算化してしまうことは可能でしょうか。不可能でしょうか。どうでしょう。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そもそもあの繰入した部分は残った部分を半分繰入するというルールの中でやっておりますので、当初からやっぱ予算化していればもちろんその額はなるわけですが、その当初の予算の、だから当初予算に限らずそういったことは2分の1ということはあるということです。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

そうですね、あの毎年ですね、1月から2月ぐらいに消防団の方がこう点検をして、そして区長さんを通じて町のほうにその修繕、交換が必要な場所っていうのがあがってくると。それが最近ですと3件から5件ということなんですけども、その3月の予算の段階で私はそのもう全額補助をするという想定であのもう予算化してしまうべきじゃないのかなと思ってるんですね。今後その今2分の1ですけども全額負担にしていくのであれば、もう当初予算で最初から上げていくと。これはどうでしょうかね。可能でしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんできないことはないんですけども、様々な予算の中のこの部分ですということですよ。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

命と安全に関わるものですので、これまではその地区負担ということでやってきたものではあるんですけども、今現状大石田町で226か所あるんですね。今ある、増やさなくても今ある226か所分ぐらいはやはりですね、もう町で負担して、負担していく。最初からもう予算化していく。そして住んでる方の負担をやっぱり軽減していく、これが私は必要かなというふうに思っております。

あのもしですね、今後ですね、今2分の1ですけども全額負担、町で全額負担するということになったときに、今まではその地区の負担があったので要望として上げてこなかったところもあると思うんです。全額負担にしますとなった年度ですね、やっぱりその件数がこう増えてしまう可能性もあるんですね。その場合、その場合なんですけども、消防団の方がチェック・点検をして上がってきた要望なんですけど、やっぱりそれを再度ですね、ダブルチェックとかですかね、消防署の方にお問い合わせとかそういったですね、上がってきた要望をですね、精査するという作業も必要になってくるのかと思うんですけど、そのへんは実際可能でしょうかね。消防署さんにお問い合わせとか。どうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

まちづくり推進課長 大山和彦君。

1. まちづくり推進課長(大山和彦君)

現在も消防署において消火栓の施設確認のほうは春と秋に実施させていただいております。水利として使用可能な状態かどうかの確認作業は実施させていただいておりますので、そういったことになれば備品の管理についてもお問い合わせすることは可能かと考えてございます。

1. 議長(大山二郎君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 質問者(二藤部冬馬君)

はい、ありがとうございます。

それではですね、あの最後になりますけども、当町はですね、人口ですね、ピーク時1万人以上いた町でございますけれども、今あの先にも言いましたけれども、約6,200人ほどになっております。昨年度の婚姻数もですね、町内在住の方で4件、8月中旬の時点でですね、出生数3名というような状況もあります。地方にですね、住む方々の負担や生活のしづらさをこういったものからですね、一つ、一つ解消して暮らしやすい前向きな気持ちで生活できるような施策を行っていくことが私は急務だと感じております。すべての世代により良い政策を願って、質問を終わらせていた

できます。ご清聴ありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、1番 二 藤 部 冬 馬 君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時40分再開いたします。

休憩 午後 1 時 28 分

再開 午後 1 時 40 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般に関する質問を行います。順序により発言を許します。5番 村形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

本日、最後の一般質問になります。お疲れのことかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、通告により質をさせていただきます。項目といたしまして、入札不正事件をどう決着させるのかということであります。前6月定例会で小玉議員の一般質問の中でですね、今回の経過わかったら早めに町民にお知らせしたいというような答弁でありました。そのことを受けてですね、そろそろ結果が出るのかなというふうに思いまして、今回小玉議員がこの件に関して質問しないということでありますので、私のほうからちょっと目線を変えてですね、質問させていただきたいと思えます。要旨といたしまして、元副町長による贈収賄事件と違約金問題、これをどう町民に説明する考えなのかお伺いさせていただきます。

併せて、入札監視委員会の状況はという項目であります。要旨といたしまして、入札監視委員会を平成24年に設置し運営をずっと継続して来ましたが、これまでの評価と今後の展開について町長にお伺いさせていただきたいと思えます。

答弁をいただいたのちに、再質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

入札不正事件をどう決着させるかについてお答えいたします。

元副町長による贈収賄事件と違約金問題をどう町民に説明するかのご質問ですが、去る令和4年9月16日に違約金請求事件の判決が確定し、その後、業者側より約1億4,000万円の違約金が支払われました。これに伴い、不正事件に係る事業費に充当した国庫補助金の一部を返還し、地方債は一部、繰上償還の必要が生じるため、借入先の規定に基づいて事務手続きを進めていることについては、これまでも説明してきたとおりであります。

また、これまでの議会説明や一般質問に対する答弁のとおり、これらの事務手続きがすべて完了した時点で、これまでの経緯と最終的な結果について、ホームページへの掲載などにより町民の皆様へ説明したいと考えております。

続いて、入札監視委員会の状況はについてお答えいたします。

入札監視委員会を平成24年に設置し運営を継続しているが、これまでの評価と今後について問うとのご質問ですが、ご存じのとおり、平成23年度に元町長による受託収賄事件が発生したことなどから、入札・契約手続きの公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、県内の自治体では初めて入札監視委員会を設置しました。

入札監視委員会は、業者選定や入札・契約事務を常時監視する機関ではありません。通常は年度中に2回開催し、上半期と下半期の入札・契約状況について、事務手続きの状況を審議していただき、改善すべき事項があれば町に対して意見の具申または報告をいただくものとしております。

これまで、事務手続きの審議や入札制度に関するご意見をいただき、一般競争入札の導入が図られておりますし、職員が緊張感を持って業務にあたることにも繋がっており、当然その効果については評価しているところであります。

今後も入札・契約手続きのさらなる構成の確保と透明性の向上を図るべく、継続して設置してまいりたいと考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

それでは、再質問をさせていただきます。

この事件を振り返ってみますとですね、去年の9月16日に裁判の判決が確定してですね、町のほうも控訴して最高裁に上告は断念だというようなことが思い出されるわけであります。その結果がまだその完全決着になってないというようなことで、ずいぶんかがるんだなというふうに思うわけありますけれども、ほの一連のこの裁判、今まで我々も皆さん、あの執行部の皆さんとこのやってきましたけど、町長この裁判を振り返ってですね、今感じられてることとかあればちょっとまずそのへんの所見お聞かせいただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

すべてはあの個人のやっぱりコンプライアンス、全く部分的な部分ですので、なかなか毎日、毎日、何をやってるかということをやっぴり看視するということはすごく難しいということでもありますので、職員にはそういった徹底をやっぴり教育しながら、あるいは研修しながら進めなければと常々思っているわけですが、このやっぱり起きてしまったことには襟を正しながら、しっかりと町民への不信なども払拭できるような対応をしていかなければとつくづく感じているところであります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

ほのコンプライアンスってということも6月にも町長おっしゃられたかなというふうに思います。

この事件後、経てですね、職員の皆さんとかこういった入札に携わる方なんかのコンプライアンスの向上なんかはちゃんとなったと見てらっしゃるのか、そのへんいかが考えてらっしゃいますでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋慎一君。

1. 副町長(高橋慎一君)

職員のコンプライアンスまではちょっと踏み込めませんが、契約の一つとしての入札、一般であったり、指名であったり、随契もあるんですけども、その契約に至るまでの入札に関する事務については、職員がしっかりとルール、あとは法令は理解したのではないかと。随意契約に関するガイドラインというのも作りまし、入札監視委員会の中でいろんな委員の方からの意見もあり、そういうものを一つ一つ指名審査会でも研究しながら、職員のほうには伝えてるつもりでございます。この元副町長の行為以後、いろんな知識とかもたぶん職員は得たいたんだろうなというふうに思います。コンプライアンスとはまた違う視点でお答えさせていただきましたけども、コンプライアンスにつきましては、総務課長あたりからお答えできるかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

ただ今、副町長からお答えしたとおりでございますが、いわゆる事務執行等につきましては、様々課長会議なりですね、指名審査会で決定事項を職員のほうにお伝えしながら、またコンプライアンスに関する研修会なども開催して、職員に対する周知、また違う自覚を持ってもらうというふうなことを行っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。こういったあの不祥事があればですね、大体その検証というものが行われるでありまして、当町でもしっかりとやったのかないうふうに思います。その中でですね、その調査結果なんかやっぱり出してたのかとも思いますけど、そうした中で今回の事件は原因が何かと、調査した結果どういった部分が悪かったのか、そのへんどのように判断なされているのか、総務課長と副町長お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高 橋 慎 一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

なかなか難しい問題で、ルール違反については個人の行いであるものを、組織でどういうふうに関防していくかというふうな問題かと思っております。誰でも悪いってことっていう、なんかその言葉良く思いつかないんですけど、法律に違反する行為をやるってことを、周りの組織でどういうふうに関防できるかっていうことがすごく大事だかっていうふうに思っております。私もなんかね、その悪に手を染めてしまうこともあるかもしれないですけども、それを組織としてどう守るか。私はあの指名審査会のほうなので談合しにくくなる仕組みを作るか、要は談合してしまえば、ほんなこと言っているのかな、談合できてしまうことはできてしまうんですけど、それをできにくくする仕組みを組織として、あとは法令、条例も含めた法令、そういうふうに関防していく制度づくりしていくかっていうことがポイントなのかなというふうには私は思っております。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

この不正事件が発生してからというふうなことでいうふうなことで、ちょうどコロナというふうなこともありましたけれども、いわゆる町長、副町長室に入る際は、きちんとですね、入る人の氏名を記載

していただくというふうなことをまず手始めにしたところでございます。職員の関係につきましては、やはり、いわゆるそれなりの上司、主査、主幹がおりますので、それらの方々から十分にですね、内容をチェックしてもらうというふうなことが一番大切なのかなというふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

はい、わかりました。今回の件でですね、やはりその大事になってくるのはその原因の把握、そして調査結果、そして併せてその防止策を町としてこういうふう結論付けましたよということを、町民に示すことなのかなというふうに思います。この原因、調査結果、防止策このへんをちゃんと公表していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの今議員がおっしゃるような内容を、これまでの時系列的に様々な内容なども含めて、どういった町民への知らしめできるのかということも検討していきたいと思っております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

よろしくお願いします。

今回あの私がですね、通告するにあたりまして、一番最初ですね、官製談合事件をどう決着させるかという書き方をしました。そして、議会事務局長と協議の上、入札不正事件というような文言に改めたわけですけれども、今回の事件は官製談合だったのか否か、そのへんはどのように判断してらっしゃいますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

官製談合であります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

そうした文言なんかも含め、あの裁判所の書類に記載なってるのかなというふうに思います。ほの官製談合と防ぐためにいろんなことをみんなで考えでやった中が、その契約の要項だとか、その中にも入ってるわけでありまして、私もですね、あの一番最初この裁判するとき当たって、今回の件は官製談合じゃないのがというような言い方をしてですね、官製談合であればやっぱり町も悪くなるという意味にもなってきますんで、そうした中であのどうなっていくのがなって今いろいろ思ってきたわけです。今回の裁判の結果についても、私も正直あの納得はしてないんですけど、とりあえずあの上告しないで判決は確定なったわけでありまして、これをベースにですね、やはり町としてもこれなら進んでいかなきゃなんないのかなというふうに思うわけあります。その中で疑問点を何点かお伺いさせていただきます。

今回の件で小玉議員なんかへの答弁でですね、あの村岡町長は違約金請求の裁判費用について一般財源じゃない部分を、一般財源は使っていないというような答弁をしてきました。その上で

疑問になんのは、この違約金の性質、一般財源でなかったら特定財源なのか。また、その根拠は、もっと言えば法令等による根拠をお示しいただきたい。この違約金はどこに入ってるんですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

改めて申し上げますけれども、前回の定例会においては確か特定財源というふうなことで申し上げたかと認識しておりますが、この違約金の性質上、区分けをすれば一般財源というふうな区分けになります。ただ、いわゆる税収とかですね、普通交付税とかそういうものとはまた違う扱いの一般財源で、何と言いましょ、ひも付きの一般財源といいますか、なかなか表現できないんですが、区分としましては一般財源というふうなことになります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

いろいろ一般財源も種類あるようですね、経常一般財源とか、充当一般財源とか様々あるみたいで。ただですね、この今までのほの小玉議員議員に対する答弁はですね、損害賠償、不足が生じたときは一般財源で支払うことになるというような答弁してるわけですよ。今、課長の説明ですと、特定財源に入れましたけど一般財源みたいな扱いだというような、ちょっともうちょっとそのへんどうですか。副町長どういうふうに答えます？

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高 橋 慎 一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

財政上、一般財源と特定財源と分けて、さっき総務課長が言ったように、特定財源というのは補助金とか起債であったり、ある一定の目的に使うものを特定財源、あと、税金、交付税、要はなんでも使っているものについては一般財源、そういった分け方であって、違約金は一般財源なるなんていうそういう条項がないのでなかなか難しいというか、判断上は一般財源という言い方のほうがたぶん正解なんだろうと思いますけども、一般財源でも充当することは可能です。一般財源として違約金もらったやつを違約金の支払いに充当するというふうな言い方になると、一般財源の内でも特定の使うんですよと、そういう言い方でたぶんそのときは特定財源という括りの中に入れてしまったということだと思います。繰り返しますが、特定財源、一般財源ありますけども、一般財源でもある一定の支出に充当するということは可能です。こうなるとこの何でも使っているやつを一定のものの財源に充当するということは、特定財源的に使いますっていう意味で特定財源という表現になったかと思えます。ですから、いろんな例からいってどっちなんだと言われれば一般財源という言い方になるんでしょうけども、使い方としてそういう使い方を町としてはしましたと。特定の充当して使ったんですよ。他の人の、皆さんの税金を当てがったわけじゃないですよという言い方で、特定財源という言い方になったんだろうというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

ちなみに、その判断はですね、県とかそういった指導があってやったのかと、今までですね、ほの不足が生じた場合は一般財源で支払うことになるっていう、この議会答弁とちょっと矛盾してる答弁が今あるわけですけど、そのへんをもうちょっとうまい具合に説明しないとダメがなとも思いま

すけど、どうでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋 慎一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

県から違約金は一般財源ですか、特定財源ですかという聞き方は、たぶん私の時代はしない、私はしなかったですというのが事実でございます。で、足りなかった場合、要は違約金で保証金、一括償還に足りないときは一般財源を足して返すしかないで、その時は一般財源を使わせてもらいますよというふうな言い方だったと思います。要は違約金で全部の支払いできない場合は、一般財源を足して払うという、借主に払う、補助金を返還する。一般財源を足りない違約金に足して払うっていう意味でした。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形 昌一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

特定財源というのは使い道がちゃんと決まってるわけでありまして、だからこそ今回、特定財源のほうにまず入れて、で、この一連のごとについて全部使うのがなというようなイメージでいましたけど、それをこの一般財源に入れるというようなことであると、今までの話も違ってくるのかなというふうに私は思っているんです。前にですね、予算としてこの違約金分なんか経常してないわけですからドンと入ってきたと。それをいかように使っても町に損害はないと。それは当たり前ですよ。そういう、ところが一般財源に入れるのであれば、今度は何に使おうがっていうわけにいけないと思うんですね。一般財源に穴をあけるわけですから、そうすれば町民福祉を削って違うものに当てはまるってというようなイメージになんのがなど思います。翻って町民に不利益を生じさせるお金の使い方がなというふうに思ってるわけです。そのへんはどうなんですか。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋 慎一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

そういったことをなくすために、一般財源ですけど違約金支出のほうに全部充当した。違約金をすべて支払いのほうに充当してるので、今の村形議員のように、一般財源に一旦入れてガラガラポンしてやったわけじゃない。違約金はすべて支払いのほうに充当してますので、そういったことは発生していないというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形 昌一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

ここであの見解がやっぱり分かれるわけでありまして、副町長の答弁だとこの今回のこの一連のこの事件の中で違約金というのが入ったんだと。そっから使ってるんだから町に実害はないっていうような判断なんでしょうけれども、私から言わせていただければ、その違約金は違約金で町に入ったと。で、その他にこのたとえば4億請求した中で1億しか来なかったわけですよ。2億来たはずが1億しか来なかった。その1億は元副町長がいわゆる官製談合をしてですね、町一緒に悪いごどしたんで、町もペナルティを受けなさいっていうようなイメージだと思うんですね。だから、町は1億だと。んだらもう1億はどうなんだというごにすれば、今までの答弁だとその1億分はないどころから出できたんで町は損害受けないんでいいですよって答弁ですよ。私が見れば、2億もらえるやづが1億しかもれないんで、その1億分を官製談合した人の請求するべきじゃないのかっていう

考えなんです。全部一緒にして考えるか、分げで考えるがっていうような考え方なんですけど、このへんについては私にどういふふうに説明します？

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋 慎一 君。

1. 副町長(高橋慎一君)

町が受けた損害ということでしたら、判決で損害はこれしかないっていふふうな判決が出てます。それ以上の損害は町は被ってない。町は損害ないということは誰に損害を請求する。元副町長に損害として請求できるかっていうと、この前の一般質問でしたがな、それは裁判所では損害と言わないから弁護士は根拠がないという言い方、裁判所では町の損害はこれ、これ、これですよってもう判決が出ている、それが違約金の中に含まれているので町の損害はないというふうに考えてます。町の損害がない以上、損害として請求する根拠がない、そういうふうには確か前回お答えしたはずでございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形 昌一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

法的根拠がないものはあの恐喝になるのがっていう、そういった法律用語なんかも出ましたけど、そういった部分はあの顧問弁護士と話して決まったようなことなんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そういったあの話、先ほど言ったような根拠のないところ、損害賠償出すということは恐喝になるというふうな話は弁護士からも聞いております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形 昌一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

弁護士もですね、みんな同じ考えじゃないと思うんですね。いろんな弁護士さんいると思います。ただ、町の弁護士がそういった判断なので町もそうするっていうのもわからなくもないんですけども、あの恐喝、恐喝なんかしてないですよ。ちょっと話を戻します。んたら。

今回のこの官製談合と元町長が行った汚職事件、この2つの違いをどういふふうに判断するかっていふようなことだとまず思うんです。2011年の元阿部町長の事件ではですね、2012年に東北財務局より過疎債の繰上償還を求められて、町は交付税措置分が損害に当たるとして元町長に損害賠償請求。元町長は交付税損失分935万円を町に支払ったというふうな事件でした。この事例と今回の事件の相違はどのようなものなのか、お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

前の元町長の事件につきましては、今、村形議員がおっしゃったようにですね、地方債の強制の繰上償還があったというふうなことで、この負債につきましては違約金のほうは発生してございません。いわゆる町に入って来ているその言葉的な一般財源で今ちょっとごちゃごちゃなっておりますけれども、純然たる一般財源で繰上償還をしたというふうなことで、その地方債をそのまま借り受けしておれば、それは過疎債でありましたので70%の後ほどの普通交付税として入ってくると

いうふうなことで、それが繰上償還によって入って来なくなったというふうなことでございます。その分については町については損害であろうというふうなことで、前回につきましてはその分について損害を請求したというふうなことでございます。今回につきましては、一番違う点はその違約金が今回は入って来てるというふうな点が一番大きな相違点だと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

そこでまたやっぱり見解が、違約金はないものとして私はその悪いごとした人に対するそのどうい立場にとっかというごどで、違約金外してみれば繰上償還してますし、補助金の返還なんかもしてるわけです。実害はあるわけですよ。ちゃんと明確に。そごをちゃんと説明、わかるように説明していただかないとですね、あの納得できないような感じになるんですけど、副町長のほうからちよつと説明いただけますか。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋慎一君。

1. 副町長(高橋慎一君)

談合、官製談合でもそうなんですけども、法曹界、法律の法曹界でいう損害というのは、談合した結果、不当に吊り上がった契約額っていう、それが法曹界の一般的な考えでございませう。談合することによって契約額が不当に吊り上がった部分、これ損害ということで、今回の場合も分署のほうでしたかね、そこは不当に吊り上がった部分を確認できたから損害額なんぼ、虹プラのほうは不当に吊り上がっていないから損害額なし。損害額っていうのはそういうふうな考え方で法曹界では通ってるそうです。ですから、この弁護士とこの弁護士考え違うっていうのは果たして正解かどうかだか私はわかりませんが、たぶんそう言ったとすればどの弁護士もそう、たぶんそういう発言になって来るんだらうなというふうに思います。損害額がない以上、請求する金額の算定どうするんだっていうことになると、根拠が出てこないというふうなことで、その損害額も不当性が出てくるというふうなことになってくるというふうに考えております。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

んだら、その損害は私は1億円あるってさっき言ったわけですよ。解釈によってやっぱり変わってくのがなと思います。

今回その分署分で70%減額されたのは、この発注者である町の不正が大きく影響しているという、こう前回小玉議員がゆったわけですね。それに関して町長答弁がですね、判決では町の不正で減額されたとあるので、町に対するペナルティであると受け止めているというような、町も悪かったがらってゆってるわけですね。町も悪かったのはいいですけど、その町の責任者は誰がって言ったら副町長だったわけですよ。町はその副町長に対して、あなたの分でこんだけのペナルティ受けましたっていうようなごど、やっぱり言わなげやなんないと思うんですけど、そのへん含めて、この件以降、発覚以降ですね、横山元副町長ど町担当者会ったりしてるんですか。そのへんどうですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋弘行君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

職員としては会ってはいけません。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

話をすればですね、それなりに考え方がやっぱり聞けるのかなというふうに思います。たとえば議会ですね、百条委員会でも作って、また証人として議場にお越しいただくなんていうこともすれば良かったのかもしれませんが、結局みんなですね、専門家じゃないというようなごどで弁護士任せにばかりなってますね、横山元副町長とコンタクトを取らないままずっとこういうふうに来たわけです。これなら会ってというのも変ですけど、このへんのコンタクトはもうないような感じなんですか。このままずっといって、いづつもりなのか。私はですね、彼もですね、そんな悪い人じゃないと思うんです。みんなの前のどうもすみません一言謝りたいと思うんですよ。阿部孝義元町長んどぎは、マスコミ通じて謝りましたよ。そういう機会作ってあげたらどうかとも思うんですけど、いかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの町民の意識としてこう一連のこの事件に関してのけじめというものがどうしても必要だというような声、あるいは議会の中でそういった声が多いというのであれば、そういった対応もお願いしなければいけないのかなとは思いますが、現段階ではまだ決まったわけではなく、最終決定し償還期もすべて終わった段階で、そのへんは検討していければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

議会ではほの言うなは、私と小玉議員しか今のとこいないのかなとも思いますけど、でも多くのほの町民の中にもですね、何やってんだと、いづなったら終わるんだと、ほんな刑事罪受けだ人がぬくぬくとしていいんだがみだいな、そういう声も未だにちゃんとあるわけですよ。んだがら、やはり町としてもですね、この件、先ほど10月25日辺りに償還額出るみだいな話を町長のほうでおっしゃいましたが、やはり町長ですね、その一番最初に町長に就任した後にこの事件が出でですね、連日そのマスコミにもう謝罪の会見ばかりやってですね、非常にこの出鼻をくじかれた、非常にめくさい想いされたのかなというふうに思います。そういった点を含めでですね、あの町長はほの件、一連の経緯に関していろんな想いあると思いますよ。どうですか、町長、正直にバーンと、俺、本当に迷惑したんだどが、そのへん中身聞きだいでんですけど。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あのもちろんあのたとえばもう亡くなって謝ることもできない、あるいはあの時私が町長になって最高責任者でありますので、町職員の起こした不祥事は責任者である私が謝罪するというのが当然の形ですので、それはどういうタイミング、どういう状況でなるかというのは様々ありますので、そこはそこでやっぱり治めなければいけないのかなとは思いますが。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

そうした中でやはりちゃんと町民みんながですね、納得できるように、ほの解決したんだというようなことを、ホームページで構わないんでこういうふうになりましたっていう経緯をちゃんと明確に出してほしいなというふうに思ったんです。

現在でその発表、大体どれぐらいになる考えなのか。いかがでしょうか。日程は。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

現在の進捗状況について、では少し説明をしたいと思います。

今現在は、山形県いわゆる振興資金につきまして県のほうとその償還につきまして、ただ今打ち合わせをしているというふうなところでございます。まもなくそれについては回答が出るだろうというふうに思っております。

それが終わりますと、いわゆる違約金のほうからすべての経費、また償還した分を差し引きますと、大体3,000万ぐらいですね、過剰になるというふうなことで、この分につきましては、金融機構のほうへ任意の繰上償還をしたいというふうなことで考えてございます。これにつきましても、その手続きの月というふうなことが決まっております、確か11月手続きで12月償還だったかと思えます。このへん、もし違っておりましたら申し訳ございません。そのようなことでただ今、事務手続きを進めているというふうなところでございますので、ご理解をお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

大体わかりました。今回のんじゃ違約金の中で大体3,000万ぐらい残る、それは繰上償還として入れてやるっていうような考えなんですか。ちょっとそのへんの違約金の残額について教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

残額につきましては、金融機構のほうへ任意の繰上償還というふうな形で繰上償還をしたいというふうなことで打ち合わせをしてございます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

何に対しての繰上償還。副町長お願いします。説明をもうちょっと詳しく。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

虹のプラザのほうで起債を借入してございます。金融機構のほうではこれはたぶん過疎債だったとは、すみません。ちょっと記載の種類まではちょっと手元にはございませんが、確か過疎債だったと認識しております。その分について、いわゆる違約金の中ですべての金額をその中で残った分については繰上償還をすると伺う考えでおります。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

この確定する前でも後でもいいんですけど、議会のほうにも説明いただきたいと思うんですけど、そのへんはいかがでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんします。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

いろいろあの私もですね、あの納得いかない部分がいろいろあるんです。ぜひですね、納得させていただきたい。私を。いや、わがりましたと、ご苦労様でしたって言わせていただきたい。ぜひわかりやすい説明でお願いしたいなというふうに思います。

続きましてですね、入札監視委員会のほうにいきます。これ平成24年に初めておりましてですね、この設置の理由っていうのがそもそも思い出してみると、先ほども話に出た、阿部元町長の汚職事件を基にですね、やはり入札制度ちゃんとしないとダメだなというようなごどで設置なったのがなていうふうに思います。

ところがですね、設置したにも関わらず、また同じような事件が起ぎだど。何やってんだという話ですよ。この時もですね、弁護士どが来ていろいろ話をする中でですね、ほの監視委員会には私も突っ込みませんでした。それほど。んでも、ここまで来るとですね、やはりほのへんの同じ事件まだ起ぎだのがっていう検証はしないぎゃなんないと思います。なんで起ぎだのが、ほの委員会の設置してでなぜまだ起ぎだのが、町長どのように考えられますか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの入札に関するやっぱりあの監視ですので、常日頃の職員であったり、この入札に関わる人の行動であったり、そこを監視しているわけではございませんので、個々のやっぱり法令遵守違反というものに対して、そこはまた違った形で町全体でやっぱりそれはやっていかなきゃいけない部分が、こういった結果になってしまったのかなと思っているところです。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 質問者(村形昌一君)

先ほど、副町長がらもありましたけど、悪いごどする気なったらやっぱりでざるわけだど思います。そりゃやっぱりどんな予防線張ってもでぎんのがなども思います。ただ、ほの目の前でですね、こういったこの刑事罪になるようなごどが起ぎたら、さすがに普通はやんだぐなんのが普通がなども思うんですけど、また起ぎだのが現実でありましてですね、その上でやっぱり思うのは、ほの何やってんだと、この中にその弁護士なんか入ってますし、この監視委員会による責任だつてあるんあろうというような言い方をしたくなるわけですよ。

今回のこの不正入札に関して、この入札監視委員会の責任ていうのは全くないとお考えですか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

あの入札監視委員会はその入札の状況、入札の選定であったり、その内容であったり、あとはその入札の執行状況がどうであるかということ監視するわけであって、監視委員会である人が怪しいとかそういったことはじめっから見あのやっぱり委員会ではございませんので、結果としてこういった不祥事が出てしまったことに関して、それはやっぱり町の責任者である私が謝るべきことであるのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

担当職員はですね、緊張しながらこの委員会に臨んでるといような話は何度も聞きました。その上でですね、あの6月議会でその町長の公約の部分で、なるべく町内業者に多く発注すべきではないのか、このちっちゃい町でも50億ぐらいの予算で回せば、やはりあの業者の育成にもつながっていくんじゃないかっていようなごとのお願いしたらですね、町長はこの入札監視委員会っていうのが目が光ってるんで、ながながこの悪い入札っていうのもちょっと変なんですけど、あの公平、公正にやんのが当たり前のごとになって、抜け道とすればいろいろあるんでしょうけど、結局その委員会のせいですね、町内業者育成につながっていないという聞き方をしたわけでありまして。そうした部分についてですね、やはり町長としてですね、やっぱり町内に金回すのもやっぱり一つの仕事がなとも思うんですけど、ほの入札監視委員会についてですね、やはり町長権限でこの文句を言われないように、たとえば付帯事項を付けて町内業者に限るごですね、すればなんともでぎんのがとも思うんです。そうした入札の執行状況とこの委員会の関係について、まずんじゃ入札管理者の副町長、どのような状況なのか教えていただければなというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

副町長 高橋慎一君。

1. 副町長(高橋慎一君)

本当にね、入札監視委員会あていうと、入札する会場に行っこう目を光らせたり、積算してるとごをちゃんと積算したが目光らせたり、変な業者、部屋さ入って来ねがって見張ってるそういね、意味に捉えてしまうという、この名前から言うとな、実はそうではなくて、結果を見て正しい業者選定だったのか、結果を見て積算は適正だったのか、そういった観点から入札監視委員会がいろんな助言をするわけでございます。なので、入札とそういう意味でたとえば指名するにしても、なんでここを指名したのかっていうところを根拠をちゃんと付けておかないと、入札委員会でじゃ、この業者なんで入れたのっていうふうになってしまう。そういうことできちんと指名するにしても根拠が必要だ。一般競争にするにも一般競争にした理由たあると、そういったことで今までとおり、ただ根拠もなしに「一般でしたいいべは」どが、「指名こんでいいんねがは」っていうにはもうすでにならなくなったというふうなことが大きな成果であろうかなと思ってます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

私も議事録見ました。その中であの町長なんかは冒頭あいさつのみで大体あの退席なされてい

るようですけども、ほの委員会の中身の会議なんかの様子は町長はご存じなんでしょうか。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

監視委員会の内容は見させていただきます。この上半期のどの件ザーツとあって、どの件に関して今回はしっかりと内容を精査するというふうな、そこまでは見えます。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

議事録もあの全部載せでるわけじゃないとも理解するんですけど、大体ですね、1時間ぐらいでサラッと終わるのがなっているのがもう定番になってきてですね、もうこの委員会の中身も形骸化してんのかなという、そういったあの目で見だぐなるわけですよ。これ以上やる意味あんのがなっている面も含めて答弁ではやっていざだいというごどですけど、やっていく理由、もうちょっと明確にお願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

こういうことが二度も起きてしまったとか、そういったことがらして今やめる理由はないのかなと思います。

1. 議長(大山二郎君)

5番 村形昌一君。

1. 質問者(村形昌一君)

わがりました。ぜひほのやってるんだっただけですね、ほのやっぱりまだ起ぎだっているのがまず一番何だっているごどだったと思います。

あのまだまだちょっと言いたいごどもあるんですけど、個人攻撃どがもなりそうなのでやめますは。

以上で、私の一般質問をおわります。ありがとうございます。

1. 議長(大山二郎君)

以上で、5番 村形昌一君の質問を終わります。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 2 時 31 分

第12日目 令和5年9月12日(火) 本会議 午前11時45分 開議

1. 議長(大山二郎君)

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。議案の審議を行います。

日程第1. 認定第1号から日程第6. 認定第6号まで、以上6件を一括して議題といたします。決算特別委員会の審査結果について報告を求めます。決算特別委員会委員長 二藤部冬馬君。

1. 決算特別委員会委員長(二藤部冬馬君)

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名の順に読み上げます。

認定第1号 令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度大石田町次子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

審査の結果

令和5年第3回定例会本会議から付託された、認定第1号から認定第6号までの6議案について、去る9月7日、8日、11日及び本日に課別審査並びに総括審査を行い、関係する職員の出席を求め詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

審査結果は、認定第1号から認定第6号までの各会計決算について、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。令和5年9月12日

大石田町議会議長 大山二郎 殿。

大石田町議会決算特別委員会委員長 二藤部冬馬。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、決算特別委員会委員長から報告がありましたが、これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに採決に入ります。

これより、認定第1号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押ししてください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第1号「令和4年度大石田町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第2号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第2号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンをそれぞれ押ししてください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第2号「令和4年度大石田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第3号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第3号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第3号「令和4年度大石田町次年少子簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第4号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第4号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第4号「令和4年度大石田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第5号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第5号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第5号「令和4年度大石田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、認定第6号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。認定第6号は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、認定第6号「令和4年度大石田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時再開いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、審査をお願いします。審査を付託しております請願の審査を行います。

日程第7. 請願第1号を議題といたします。厚生産建常任委員会委員長から審査の結果について報告を求めます。厚生産建常任委員会委員長 村形昌一君。

1. 厚生産建常任委員会委員長(村形昌一君)

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大石田町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	請願第1号
件名	食料・農業・農村基本法に見直しに関する請願

審査の結果

令和5年第3回定例会から付託を受けた請願第1号について審査するため、9月5日役場庁議室において本委員会を開催し、関係する職員の出席を求め、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、請願第1号は含意妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

令和5年9月12日

大石田町議会議長 大山二郎 殿。

大石田町議会厚生生産建常任委員会委員長 村形昌一。

1. 議長(大山二郎君)

請願第1号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」を議題といたします。ただ今、委員長から報告がありましたが、これにご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに採決に入ります。採決は表決システムにより行います。請願第1号は委員長報告のとおり採択と決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 03 分

再開 午後 1 時 04 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

ただ今、村形昌一君から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加議事日程の1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加議事日程の1として議題とすることに決定いたしました。

議案書を配布します。【議案書配布中】

配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

次に、日程第1. 発議第1. 「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」を議題といたします。議案書を議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 青藤佳幸君。

1. 議会事務局長(青藤佳幸君)

意見書を読み上げます。

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書。

政府・与党による食料・農業。農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点をふまえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となる。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化するなか、持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しに当たっては、農業・農村施策のフレームワーク全体の見直しも求められる。

については、将来にわたり国民の安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、生産現場の声として、特に下記の事項についてお願いしたく、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 認定農業者等の担い手はもとより、「多様な担い手」が果たす役割は極めて大きいため、農村振興のみならず、農業振興の観点からも、「多様な担い手」を基本法にしっかりと位置付けること。

2. 水田活用の直接支払交付金の見直しに止まらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。

令和5年9月12日

衆議院議長 細田博之 殿。参議院議長 尾辻秀久 殿。内閣総理大臣 岸田文雄 殿。財務大臣 鈴木俊一 殿。農林水産大臣 野村哲郎 殿。

山形県大石田町議会議長 大山二郎 。

1. 議長(大山二郎君)

もう一度、発議第5号の前面を議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 青藤佳幸君。

1. 議会事務局長(青藤佳幸君)

失礼しました。

発議第5号 食料・農業。農村基本法の見直しに関する意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり、大石田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月12日

大石田町議会議長 大山二郎 殿。

提出者 大石田町議会議員 村形昌一。賛成者 同上 今野雅信。賛成者 同上 熊谷富太郎。賛成者 同上 岡崎英和。賛成者 同上 齋藤公一。

提案理由

政府・与党による食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、多岐にわたる論点をふまえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となる。

将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、基本法の見直しに際し、「多様な担い手」の位置付けや農業施策全般にわたる見直し等を国に求める意見書の提出を提案するものである。

1. 議長(大山二郎君)

朗読が前後いたしました、大変失礼しました。

ここで、提案者 村形晶一君、提案理由についての説明をお願いいたします。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

政府による基本法の見直しは、農業施策全般にわたるものとするべきであろうと、当委員会は全会一致にて願意が妥当であると決定いたしました。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

議案の審議を行います。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

ただちに、採決に入ります。採決は表決システムにより行います。発議第5号は原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、発議第5号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」は、原案のとおり決しました。

以上をもって、令和5年第3回定例会の全日程を終了いたしました。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

第3回町議会の会期末にあたり、一言お礼申し上げます。

議員各位におかれましては、長い期間でありましたが、提案いたしましたすべての案件について慎重審議のうえ、原案どおりご可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年の夏は記録的な猛暑になり、9月中旬を迎えてもなお最高気温が30度を超える日が続いております。暑さによる農作物への影響が懸念されますので、関係機関と連携を図り万全を期して参ります。

違約金請求事件の対応につきましては、村形議員の一般質問に対する答弁のとおり、繰上償還額が確定しましたら、本事件の詳細をホームページ等で町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

11月5日に町長、町議選が執行される予定になっておりますので、現在のメンバーでの定例会は今定例会が最後になります。就任直後の不祥事や甚大な被害を受けた水害、さらには、新型コロナウイルスへの対応など課題の多い4年間でありましたが、議員の皆様からご指導をいただき、課題解決に向けた取り組みを進めることができたと考えております。

任期満了まで約2か月となりましたが、事業の進捗状況の把握と課題の整理、解決に向けて全力を傾注して参りますので、議員各位におかれましても、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和5年第3回大石田町議会定例会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午後 1 時 15 分